

一、国立療養所入所者を対象とした調査
(第1部)

1. 入所前の発病にともなう被害

1-1 発病のとき【問2-1】

ハンセン病に罹った時期について聞いたところ、ちょうど半分の363人が戦間期と戦後にわたる1940年代の10年間に発病したと回答している。その前後5年間を加え、1935年から1954年の20年間でみると、全体の4分の3にあたる564人が、この時期に発病している。およそ半数の人が15～16歳までに発病し、60.6%（440人）が10代での発病であった。これらを含め、成人に達するまでに発病した人は68.5%（497人）であった（単純集計8）。

1-2 発病したときの思い【聞き取り2-1、聞き取り3-1】

発病したとわかったときの思いはどのようなものだったのだろうか。絶望感に襲われた人が多いなかで、それほど深刻には受け止めなかった人まで、当時のおかれた状況や発病年齢などの違いもあって、回答は多岐にわたる。入所者からの聞き取りでは、まず「自殺」が頭をよぎった人、あるいは実際に自殺を行動に移したが、結局、死にきれなかったと述懐する人がいる。自殺までは言及していないけれども、大勢の人が大きなショックを受けて「絶望感」にうちひしがれている。ところが、なかには絶望までに至らなかった人がいる。ひとつの理由は、身近な家族や親族にハンセン病の発症者がいて、いくらか「情報」をもっており、そのために冷静に受け止める「心の準備」ができていたからである。もうひとつは、あまりに幼くてハンセン病について何の知識ももっておらず、なにがなんだかわからなかったという場合である。それぞれの事例を以下にあげる。

(1) 自殺

ハンセン病とわかって、すぐに自殺や死を考えた人がいる。聞きとり（【聞き取り2-1】、【聞き取り3-1】）で、発病がわかって思ったことや印象に残っている記憶を自由に語ってもらったところ、「死」や「自殺」を613名のうち77名（12.6%）が口に出している。なかでも、菊池恵楓園では、52名中の21.2%にあたる11名が自殺を考えた、と表現している。その他の園でも、自らが自殺を考えたという昭和初年生まれの人は、「みなそう思われたと思う」（1945年入所 男性）とまで語る。あえてことばにしなかった人でも、かなりの割合で自殺や死を意識したのであろう。発病を知って、誰もがまず死を考える絶望の淵に立たされたのである。このとき自殺を思いとどませたのは、多くの場合、身近な家族であった。海に身を投げて自殺をしようしたが、「弟が泣いて説得してくれた」（1951年入所 女性）り、自殺をしたら配偶者や家族に迷惑をかけると思い、なんとか思いとどまっている。

しかし、なかには逆に、自殺を思いとどませるはずの肉親から「死んでくれ」といわれて、つらく悲しい思いをした人もいたのである。また、子どもどころ、親が自分の発病を悲しんで「まさか、こんなことになって死にたい、と嘆いているのをみて、事の重大さ」を感じとった人もいる（1944年入所 女性）。このような絶望の淵に立たされたと語る人が少なくないことから、発病後、療養所に入る前にひそかに自ら死を選んだ人が少なからずいたであろうことは想像に難くない。

【ひそかに自殺を考えた事例】

・口では、言えない。父親もハンセン病で、子どもの頃、自宅療養し、死んで行った父をずっと見ていたので、病気に対する知識もあったので、父のようになるのが嫌で、“自殺”も考えた。(1959年入所 男性)

・韓国にいた時の経験上、社会から疎外される病気であることはわかっていた。発病がわかって、自殺しようと北海道へ渡ったことがある。(1944年入所 男性)

・発症当時はかなりやけにもなって、ケンカなどにあけくれ、「もう死んでもよい」という感じだった。(1955年入所 男性)

・死を覚悟した。自分はもう駄目だと絶望した。家族も一家離散になり、重大な迷惑をかけてしまう。(1975年入所 男性)

【療養所にはいるくらいなら「死んだほうがまし」と考えた事例】

自殺を考えたわけではないが、「簡単に治る病気ではないと思った。入所する時こそ、自分が死んだときだと思った」(1955年入所 男性)と、療養所にはいることは、死を意味していると考えた人がいる。

・自分が療養所に入ったら一步も出られないだろうと覚悟していた。そういう所に一生閉じ込められて出られないくらいなら「死んだ方がいい」と思った。もうきらわれるんだとも思った。(1948年入所 男性)

【家族への思いや説得で止めた事例】

・奈落の底に落とされ、何も考えられない状態になった。何度も海に飛び込もうと思った。ハンセン病とわかった時は、両親と兄弟はとても悲しんだ。結婚をしていたので夫も悲しんだ。夫がいない時に自殺しようと思った。しかし夫を悲しませたくないと思いとどまった。(1951年入所 女性)

・自殺もしたが死ねなかった。鉄道の枕木に寝てみた。汽車の車輪は下から見るととても大きい。又、自宅の浴室で首をつたが母親にみつかって、母親から「そんなことして死んだら、うかばれんよ。人間は往生したらええけど、自分で命を絶つのは…」と止めてしまった。(1947年入所 男性)

【家族や機関が死を促した事例】

・47年7月か8月保健所の人に来て検査し菌が出ていないからと言われたが、保健所職員は白衣を着て来た。町内の人が見ている。つらかった。母と一緒に死のうかと言ったことがあった。「海に入って死のうか」と。「こわい」を通り越していた。(1947年入所 女性)

・顔が腫れて日赤病院の婦人科から皮膚科に廻り、大風子油の錠剤を処方された。実母が付き添ってくれたので、医師から母に話があり、大変な病気とわかる。夫は単身赴任しており、危篤だと嘘を言って帰ってもらった。夫と実母と3人で病院で診てもらい、帰ったら2人（夫と実母）に、睡眠薬を飲んで自殺したら楽なんじゃないか、ともちかけられた。もちろん断ったがすごく悲しかった。（1946年入所 女性）

・小学校卒業して3月23日、日赤で調べてもらい、わかったとたん病院中を消毒した。母親から裏の木で首を吊ってくれないかと言われた。親には、保健所から「ハンセン病の子どもは大和民族でも優秀でない、殺しなさい、自殺させなさい、療養所に行く都合わるいでしょ」とはっきり言われた。（1953年入所 男性）

(2) 絶望感

当時、ハンセン病は「ライ病」「レプラ」また俗に「くさり病」だといわれ、世間では不治の病とされて怖れられていた。そうした見方をそのまま受け入れていたため、ハンセン病だとわかったとき多くの方が絶望感を味わっている。「悲しかった。つらかった。ショックを受けた」「頭の中が真っ白になって何もかもわからなくなった」「この世の地の底が抜けたみたい」などのさまざまな表現を使って、それぞれ絶望感を表明している。勤務先や学校から「来るな」といわれ、「必要とされていない」自分に、とてもショックを受けたという人もいる。幼いときに発病し、入所後にハンセン病の実態を知ってはじめてショックを受けた人もいる。無論、自殺や死は絶望感の極限を物語るものであろうが、それ以外の絶望感の中身は、どのようなものだったのだろうか。事例をあげる。

・病院に受診し、診察室を出るときに、医師同士が小声で「レプラ」と言っているのを聞き、ショックで、どんな風に待合室に戻ったのか、わからないくらいだった。（1952年入所 男性）

・軍隊の定期検診で何回か呼ばれ、お前、悪い病気にかかったなといわれ、軍の工場はもう来なくていいと言われた。この時、ハンセンにかかっているとわかり、自分は必要とされていない、ショックで涙がとまらない、とても悲しかった。（1952年入所 男性）

・父の病死をハンセン病とは理解していなかったが、左の小指にケガをしているのを母親に見つけられ、痛くないことから、母が発病しているのかと疑い、筆を使って全身をなでつけ、感じるのか感じないのか調べまくった。その後、お前はハンセン病、父と同病ということを詳しく説明し、他人に絶対しゃべるなときつく言ってくれた。父のつらい状態を目のあたりにしていたので、これは大変な病気になってしまったと、小さいながらも絶望的になった。（1943年入所 男性）

・運動会の時、赤い斑を発見し、兄からハンセン病の事を聴いていたため、心の中で泣いた。（1949年入所 男性）

・頭から冷や水をかけられた思い、親にも言えなかった。人生が終わりだと思った。（1913年入所 男性）

・脳天をたたかれて、頭の中が真っ白になったという感じ。（1944年入所 男性）

・日本にもなれて来て会社（菓子工場）の人たちも親切で楽しい毎日だったのでショックだった。目のぐあい（目がチカチカする、神経痛等）等が悪く飯田橋の日本医大に行くとハンセン病と言われる。家の者には行くことを反対されるが、病院から警察に通告され強制的に療養所に行く。（1941年入所 男性）

・まゆ毛が抜けるなどしたため、学校でいじめられ、いやな思いをした。（1937年入所 女性）

・たいへんな事になったと思った。すごい偏見があるのを知っておどろいた。他人に知られてはいけない、穏さなければと思った。（1952年入所 男性）

・もう覚えていないが、山口県のどこかの病院でハンセン病だと診断された。ハンセン病の人がまわりになかったので、どういう病気がよく分からなかった。けれど、ただただえらい大変な病気になってしまったと思っていた。そして、世間に知られたら大変な事になるから、もうこのうちにはいられない、世間に知られないうちに早く家を出なくては、なんとしても早く家を出たいと思った。（1942年入所 男性）

(3)知識や情報量のなさ

漠然とした不安は感じながらも、絶望までには至らなかった人たちがいる。そうした人たちには、まだ幼かったり周囲に患者がいなかったために知識や情報がなく、何が何だか、わからなかったという人が多い。10歳での入所者は、「はっきりと覚えていない。あまりにも子どもであったためによく理解できなかった」（1938年入所 男性）と語っている。「さっぱりわからなかった」という人もいて、あっけらかんと学校で友だちに患部が痛くないこと自慢したりしていた。しかし、親から人に隠すように言われて、わからないまま不安を感じている（1953年入所 男性）。

・あまりに幼かったので、わからなかった。（1952年入所 男性）

・なんにもわからなかった。年もまだ若かったし、ただ自分では、人に頼らずに1人で生きなければならぬんだという気持ちになった。（1945年入所 女性）

・子どもだったので子ども心におかしな病気程度にしか思わなかった。（1943年入所 男性）

・小学校のときなので、子どもで何もわからず、ハンセン病がどのようなものかもわからな

いので何も感じなかった。知識はなかった。（1941年入所 男性）

・子どもだったので何も判らなくて…。右手首に1円玉位の湿疹ができたけど、痛くもかゆくもなく…。そこを傷つけても何も感じないから、初めのうち、友人に自慢していたりしたんだけど、そしたら親に、人に言うな、といわれ、病気のことをきいたけれど、そんな重大なこととは思わなかった。（1953年入所 男性）

(4)身近なハンセン病患者からの情報

身近な家族、親族のなかにハンセン病患者がいることで、大いにショックを受けたり悲観した人たちも多いが、逆にいくらかの知識をもっているために、ある程度、覚悟ができていたり、不安感よりも「あきらめ」を語る人も少なくない。とりわけ家族がすでに療養所に入所していたことにより、自らの発病を「小さいときからいつか来ると思っていた。ついに来るべきときが来た」（1954年入所 男性）と「覚悟」を決めた人もいた。

・父が1941年にすでに入所していて時々家に帰っていた。その時腕に斑紋が出ていたのを見つけ、父より診察を受けるよう勧められわかった。母とはすでに離婚しており、父のもとで暮らせることがうれしく、抵抗もなく入所した。病気のことは詳しくわからなかった。（1944年入所 男性）

・病気になったことをそれほど悲観的に考えなかった。祖母がすでに（同じ病気で）発病し、療養所に入所していた。逆に自分も入所しなきゃいけないのかな。入所しないで治療する方法はないものかなと感じた。（1948年入所 男性）

・家族もハンセン病だったため、ハンセン病がどうだったということは特になかった。幼なかったため、家族と離れるのがさみしかった（1966年入所 男性）

・近所に親せきも多くいたし、ハンセン病の人もいたので特に何も思わなかった。ただし、警察官が家に来て、父母と話していたのを聞いていたので、警察官の姿を見ると逃げたり、かくれたりした。その心の傷のほうが大きかったと思う。（1939年入所 男性）

・父親もハンセン病だったため、あーそうなのかという程度だったと思う。（1943年入所 男性）

・ショックだった。でも、すぐに治って帰れると思っていた。“らい”と分かってから1年間は家にいたが、近所の人誰かが噂したのか分からないが、保健所がやって来た。（1951年入所 女性）

(5)治療に期待

一般的に「不治の病」と考えられていたが、治療への期待した人もわずかだがいた。実際には治療して退院できるという体制に療養所がなかった。

- ・なんとも思わなかった。治ると思った。（1945年入所 男性）
- ・15歳で療養所に入所した際は、何もわからずすぐに完治して家に帰れると思っていた。3年経過した頃から自分がおかれている状況がわかった。（1949年入所 男性）
- ・病気のことを知らなかったので治療してもらえるとあってよかったです。（1959年入所 男性）

1-3 自身の被害

1-3-1 就学【問3-1、問3-1-1】

発病年齢時に未成年の人が過半数を占めることから、発病時はほとんどが就学中か学業を終えて仕事についたばかりである。発病時、就学中だった人は、全体の47.5%（354人）をしめている（単純集計9）。このうち、就学を断念せざるをえなくなったのは、「すぐに通学中止となった」の31.0%（108人）と「しばらく通学できたが、のちに通学中止となった」の17.5%（61人）の合わせて48.5%である。「入所まで通学できた」割合16.7%（58人）を合計すると65.2%であり、これらの人は、結局、就学者のなかで卒業することを断念せざるをえなかった人たちである。「卒業できた」人は、わずか18.4%（64人）に過ぎなかった（単純集計10）。

入所年度との関連で見ると、入所者が多い1935年から1959年の25年間で、全体としては発病後に「すぐに通学中止」ないし「しばらく通学できたが、のちに通学中止となった」場合が割合として多いものの、1945年を境に戦後のほうがやや「卒業」まで通学できた割合が多くなっている。もっとも、1945年から49年の5年間で「卒業できた」のは、その期間の発病者全体（69人）の24.6%（17人）にすぎず、つぎの1950年からの5年間で26.9%（14人）にとどまっている（表1-3-1-1）。

表 1-3-1-1 ハンセン病とわかった後の通学の実態（N=283）

入所年代	すぐに中止	しばらくのうち中止	入所まで通学	卒業	合計
1925- 1929	2		1		3
1930- 1934	1	2	2	2	7
1935- 1939	23	13	4	3	43
1940- 1944	34	11	13	15	73
1945- 1949	22	17	13	17	69
1950- 1954	13	12	13	14	52
1955- 1959	8	3	7	7	25
1960- 1964		1	2	3	6
1965- 1969	1			1	2
1970- 1974				1	1
1975- 1979					
1980- 1984			1		1
1985- 1989					
1990- 1994	1				1
合計	105	59	56	63	283

有意水準（両面）0.001

註1：入所年代別にクロス表によるKruskal Wallis 検定を行った。

註2：入所年の無回答および副問3-1-1の「無回答」「その他」をはずして集計。

聞きとりからは、発病がわかって通学がすぐに中止になったのかどうか、入所と通学停止の期間の差がどのくらいあるのかなどはかならずしも明確ではないが、大きく「通学中止」の状態と、「発病後も通学」していた状態を分けて、以下に列挙しておく。

(1)通学中止【聞き取り3-1】

・学校から親に登校するなどと言われた。友達との交流もできなくなった。(1963年入所 男性)

・これから小学校3年生になろうという時だった。成績が良かったので学校進級することがとても楽しみだった。それなのに、お前はもう学校に行かなくてもいいと突然言われ、春休みが終わって、皆が学校に行くのに自分だけ家でダラダラしていて、つまらなかった。(1952年入所 男性)

・学校を休学し、誰とも会いたくなかった。顔を見られなくなかったので、1日中家の中に隠れていた。昼間は一步も外に出ず、たまに夜だけ外に出たりした。家の者は自分に優しくしてくれたけど、とにかく世間に知られないうちに家を出たい、つらいとかなによりも人に会って病気の事が知れるのが恐ろしかった。(1942年入所 男性)

・小学6年1学期に保健所によられ、2学期から登校してはいけないと言われた。以後、11月末に療養所に入所するまで、学校にも行かれず、友だちと遊ぶこともできなかった。どうしていけないのか理解していなかった（説明はなかった）。しかし、周りの人たちのライ病だからつきあっちゃいけないという言葉から、外には出られないことを理解した。兄弟で遊んでいた。（1950年入所 男性）

・卒業免状（小学校）をやるから来るなと言われた。地元の中学に進む予定になっていたがその40回生になりそこねた。昭和20年に首つりやなんかやった。猫いらずものだし。兵役免除になっていて家にすっこんでいた。（1949年入所 男性）

・学校の用務員が学校に来なくてよいと言いに来た。校長や担任は近所に住んでいたが、何も言ってこなかった。（1941年入所 男性）

・当時住んでいた所は、「ハンセン病＝人間ではない」という認識の集落であった。母も同病だったので、自分もなるのでは...と思っていた。ハンセン病とわかってからは「学校に来るな」と言われ、家に閉じこもって生活した。（1948年入所 男性）

・部落全体の検診があった。その時に、療養所の医監をしていた医者が注射に来て、ひとつの部落（の検診を）した後から「学校にくるな」と言われた。通知があったのではないですかね？ 学校の受け持ちの先生が、朝礼がすんで「帰ってお父さんか、お母さんと呼んできなさい」と言った。お家に帰ってみたら、お父さんはいたが、何とも言えないから、お父さんに黙って、それから学校に戻った。学校に言ってもすぐ教室に入らないで学校の教室の裏で遊んでいて、授業時間が始まったから、学校に入ったら、先生から「道具をつつんで前に出て来なさい」「みんなにサヨウナラ言いなさい」ということがあって、これで学校は最後。小学校5年の2学期に入る前だった。1学期になれば、学校の校医による検診がある。それではなんともなかったけど。その後で部落全体の親も兄弟も一緒に検診を受けるというやり方をしていた。学校としては兄弟、あるいは親とか関係のある人が療養所にいる子供や兄弟は再度検査をしていた。2回。病気であろうがなかるうが。これは大きくなってから聞いた話だけど、学校でハンセン病の兄弟のある人、あるいは療養所にいる人、そういう兄弟には赤い線を引いてあったそうだな。名簿か学籍に。学校の先生になって病気になってきた人が、その人からその話を聞いた。一人でも家族が欠けたら検診をのばして家族全員がそろってから検診をした。隣近所の子供とは遊んだことがない。子供たちは一緒になって遊んでいても、私と遊んでいるのを見ると姉さんとか母親とかおばさんとかが見て呼ぶんですよ、「来なさい、来なさい」と。「アレと遊ぶな」ということを言うんでしょうね。呼ばれていたらもう遊びに来ない。そういうことがあるんですよ。（1941年入所 男性）

(2)発病後も通学【聞き取り3-1】

・園長、看護婦、警察とで学校にいる時に検診にきた。家の者（おじさん、おばさん）は病気のことは知れ渡ったから、学校へは行かなくてもよいと言われた。1週間位休んだあ

と、病気のことは皆がわかったと思ったが、特に変化はなかった。（1944年入所 男性）

・学校の先生に明日から来なくていいと言われ、つらい思いをした。（通学は続けたが）同級生からイジメにあいつらいおもいをした。（1943年入所 男性）

・10歳の時に発病、町医者から京大の小笠原先生に紹介され、月に1回母につれられて受診していた。その頃からすでに右手が動かなくなって左手ですべてやっていたし、生活に不自由はなかった。学校では、同級生から無視される等、イジメはあったが、先生（教員）は全く普通に接してくれていた（病院から「多発神経炎」との診断書が出ていたこともあるかもしれない）。（1950年入所 女性）

・尋常小学校に行っていたが、先生の眼がちがっていた。皆と離れてブランコをしたり、図書館とかですごした。母に言ったら、学校を辞める手続きをしてくれた。（1942年入所 女性）

・中学校だけは卒業しようとは何とか通学したが、友人などから白い目で見られながらの通学だった。高校も行きたかったが、担任から病院に行って検査を受けて許可がでてから受験するように言われ、検査を受けに行くのもいやだったためあきらめた。その後は家の中にとじこもったままの生活だった。（1961年入所 男性）

・子どもの頃から目が悪かったが、先生（学校）に、前の方に座っていたのに一番後に座らされた。病気のせいだと思う。（1953年入所 男性）

・学校でも生徒のみならず教師からもみはなされた。自分だけ席を遠く離された。家庭科の授業に参加できない（教師からの指示）、高等科へも進みたくてもできなかった。自宅前を同級生が口と鼻をふさいで走って通ったり、通り過ぎてから差別語を吐かれたりした。近所づきあいもぱたりとなくなった。（1951年入所 女性）

・ハンセン病だとわかった当時、小学校に通っていました。6年生の1学期に村の医師による健康診断が行われ、トラオメがたくさんできていると診断されました。その後、私本人には直接病気の説明はありませんでしたが、校長が私の病状を聞いたらしく、それまで同級生と隣同士で座っていたのに突然、自分ひとりだけみなから避けるように座らせられました。2学期になると校長から両親に話があるので学校に来るよう伝えてくださいといわれたが、意地でも伝えませんでした。校長が学校を辞めさせるために両親に話をすると感じていたし何よりも母親を泣かすと思いいえなかった。学校で受けた差別により、自分で持っていたナイフで何度も腹を割って死のうと思いました。しかし、死んでしまったら両親が悲しむと思ひ死ねませんでした。2学期以降は学校を休みがちになりました。その間は母親からはもうすぐ卒業できそうなのにがんばって学校に行きなさいと何度も叱られました。その後、高等科へ何とか進級し1年間は差別を受けながら何とか通学しましたが、2学期に自分の意志で学校を退学しました。退学後は、実家が漁業と農業をしていたため

手伝いをしながら生活しました。昭和10年10月ころ衛生課職員（2～3人）巡査、村医が自宅に来て専門の機関に入院するよう説得にこられました。そのときは、2～3回説得にこられました。しかし、両親は私を守るため行かせないようにがんばってくれました。おそらく私のことは学校の校長が知らせたんだと思います。そして、村の協議会で私の事が話し合われ自分達の畑に家を建てそこに私を住まわせるよう決められました。私たち家族（両親や兄弟）は母方の祖母のところへ住み門口は人が出入りできないようにして生活を始めました。私は隣の畑に家を建て、食べ物等は運んでもらいながら生活しました。当時、知り合いの方から、この病気に効く丸薬があると聞き譲ってもらい飲みました。その丸薬を飲む間は、塩分がある食べ物は食べていけないときかされていたためほとんど味が無い食べ物を食べました。その間に体が自然とやせていき20日間ぐらいで体力が続かなくなり、丸薬を飲む事をあきらめ両親に療養所へ行って治療したい旨を伝えました。自分で行き治療をしようと決めました。高等科1年のとき、同級生の一人が私を乞食扱いして唾をかけたことは今でも忘れることはできません。また、入所前に村の協議会で施設（療養所）へ行かないなら自分の家の畑に家を建て村へ外出しないで住むように決められたことで、村にいることがいやになりました。（1935年入所 男性）

1-3-2 就労・家業【問3-2】

すでに学業を終え、仕事をしていた人は全体の43.9%（318人）である。働いている人のうち、被雇用者は55.3%（176人）をしめ、あとは自営や農業などの家業を営んでいる人である（単純集計11）。

(1)被雇用者【問3-2-1、聞き取り3-1】

発病がわかって「すぐに辞めざるをえなかった」のは44.1%（75人）、「しばらく勤められたが、結局辞めざるをえなかった」人を加えると61.2%（104人）にのぼる。入所まで勤めることができた人は19.4%（33人）に過ぎない（単純集計12）。

・ハンセン病だとわかり、もう自分の人生はこれで終わりだと思った。それからただ死ぬ事だけを考えていた。職場には、入所後も2年間は籍があった。友人も「そろそろ帰って来い。籍がなくなるぞ」と言ってくれた。その言葉を聞いて逆に退職願いを出さなければと思った。とんでもない法律により一生を棒にふるだけだ。（1959年入所 男性）

・隠れて暮らしていたが、昭和9年に大阪の叔父の中央市場の店を手伝いに出た。顔色が黒くなったので化粧できる水商売の店でお茶など出していたら、客に、あまり良い病気ではないと主人に言われてしまったので店を出た。他（の店）でも、皮ふが悪いようだと言われ逃げ出した。本病とわかりそうになると逃げ回っていた。家に戻った時、裁縫を習いに行ったら、2日目に「来なくていいよ」と言われたり、母から、近所の葬式に母が「家のねぎを使って下さい」と言ったら使ってくれなかったと聞いた。病気のうわさが広がったのでまた京都（水商売）へ逃げだしたりし、病気のために転々とした。（1943年入所 女性）

・顔や身体全体に斑紋が出て、仕事には行けなかった。仕事に行けず家に閉じこもって3ヶ月程名古屋大学病院に週2回通院していた。(1943年入所 男性)

・仕事をやめさせられた。簡単な診察でハンセン病と診断された。すぐに四国遍路へと旅だった。合計4回。(1943年入所 男性)

・会社を辞めさせられて、両親の家(社宅)でしばらく阪大に通院。阪大で入園を勧められ、父の故郷の田舎に移り、そこから入園。親が大阪の家からは疎開した形にした。(入所年無記入、男性)

・ハンセン病だと分かった翌日から、役場には出勤しなかった。実家にこもってゲタなど作ったりして小さな店(実家)の手伝いなどしたが、地元にあった(ハンセン病)療養所と関係のある人物が、実家に対して嫌がらせや、たかり行為があり、故郷を捨てて、よその土地の療養所に出る決意をした。密航船で向かう時に、母親から、「子どもたちや、将来のことを考えて、海に飛び込んでくれ」といわれた。親から言われたその一言が一番印象に残っている。(1954年入所 男性)

(2)家業従事者【問3-2-2、聞き取り3-1】

雇われている場合と比べて、家業を営んでいる人たちは自分や家族に家業継続の裁量権が任せられている分だけ、比較的、長く働くことができた。家業従事者の51.1%(70人)の人たちが、入所まで家業を営んでいる。入所以前に家業から手を引いたのは、4人に1人(25.6%)であった(単純集計13)。

・農業をしていたが、兄も母も療養所に入って、自分も入らなければならなくなり、農業をするものがいなくなった。村八分になったので自分だけが残って農業をする訳にもいかなかった。父は死亡してた。(1946年入所 男性)

・いいことは全然なかった。悪いことしかのこつとらんですよ。なんでも拒否される、世間から。農業ですから、金がなかった。野菜を作ったり、田んぼもあったけど、それだけでは生活ができなかった。野菜で生計を立てたが、同じ業者から「あの人の買うな」、こうだから。売りにいかれんようになった。(1972年入所 男性)

・人生は終わったと思った。百姓もできなくなった。(1932年入所 男性)

・16歳の頃に斑紋が出たが、3年ほどは仕事をするのに支障はなかった。でも漁業をしていたため、裸にならざるを得ず、漁師仲間から「くんきゃ」(ハンセン病のこと)ではないかと忌み嫌われ島で生きていけなくなった。(1939年入所 男性)

1-3-3 結婚・婚約【問3-3】

世間のなかでもっとも差別や偏見が具体的に現れるのは、当事者の直接の人間関係であ

り、なかでも婚姻関係や婚約関係である。当時、発病年齢が若いためまだ既婚者は少なく、全体の13.2%（97人）で、婚約者は1.9%（14人）であった。

(1) 婚姻 / 離婚【問 3-3-1、聞き取り 3-1】

既婚者のうち、療養所に入って以降も、婚姻関係が継続したのは、36.5%（35人）であり、のこりの63.5%（61人）は、離婚ないし離別している。療養所に入る前に、離婚（離別）になったのは、全体の18.8%（18人）で、その2.5倍にあたる44.8%（43人）の人は、長い療養所暮らしの経緯のなかで配偶者との別れを経験している（単純集計15）。

大正中頃生まれの人は、「不治の病」といわれ療養所に入らなければならないと知って「夫や子どもと別れるくらいなら自殺しよう」とまで思いつめ、池に飛び込もうとしたが子どもを道連れにできずに思いとどまった。そのあと、自分から「あきらめて、夫に再婚するように」と伝え、長女は祖父母に、次女は叔母に育ててもらおうように頼んで入所した。一生出てこれないという覚悟の入所だった、という（1940年入所 女性）。

年代による変化については、戦前は発病がわかるとすぐに離婚する割合が高く、戦後になると入所後に離婚を経験している人が多い。後者の概要数は1945年から49年にかけて40.0%（6人）、1950年から54年にかけて60.0%（15人）で最大となり、1955年から59年にかけて53.8%（7人）となる。また全体の回答者数が少ないが、離婚しなかった結婚継続者の割合も戦後の入所者に多い（表 1-3-2-1）。

表 1-3-2-1 ハンセン病とわかった後の結婚の実態（N=91）

入所年代	入所前に離婚（離別）	入所後に離婚（離別）	離婚（離別）にならず	合計
1935- 1939	1		2	3
1940- 1944	7	7	1	15
1945- 1949	4	6	5	15
1950- 1954	2	15	8	25
1955- 1959	2	7	4	13
1960- 1964	1	4	5	10
1965- 1969			2	2
1970- 1974	1		1	2
1975- 1979			2	2
1980- 1984			2	2
1985- 1989			2	2
合計	18	39	34	91

有意水準（両面）0.002

註1：入所年代別にクロス表によるKruskal Wallis検定を行った。

註2：入所年の無回答および副問3-3-1の「無回答」をはずして集計。

・病気になったことがわかれば厳しいものだった。妻は親族につれもどされた。妻の家族は石川県に住んでいたが、皆大阪へ行ってしまった。（1941年入所 男性）

・結婚して6ヶ月後に発病し離婚した。結婚相手は兄弟のように育ったイトコであり、あまり気がすすまなかった。離婚も自然にそうだった。育ててもらった義母に気の毒だと思った。
(1946年入所 女性)

・一斉検診の後、実家の父母がやってきて、夫と話をした。夫には役場から呼び出しがあり、療養所に行くように告げられたらしい。自分にはよういわんということで里の父母が呼ばれて告知された。妊娠中で身二つになって行くというのに、どうしてもその日に行ってくれんとだめといわれて、夫の兄と自分の妹が送ってくれた。3歳になる長男を置いてつらかった。結局夫とは昭和21年離婚した。(1943年入所 女性)

(2) 婚約 / 破談【問3-3-2、聞き取り3-1】

婚約関係にあった人は、14人で、そのうち11人のうち5人が療養所に入る前に、また2人が入った後で破談となってしまった。ただし、破談にならなかった人も4人いる。(単純集計16)。

・婚約者が戦争から帰って、私の病気がわかり話しあって別れたことが一番つらかった。その後は我慢して一切連絡とらず、その人が数年前に亡くなるまで、姉が時々近況を教えてくれた。(1948年入所 女性)

・保健所予防課の予防衣を着た職員に毎週自宅へ訪問され、それが原因で結婚話が破綻した。(1953年入所 男性)

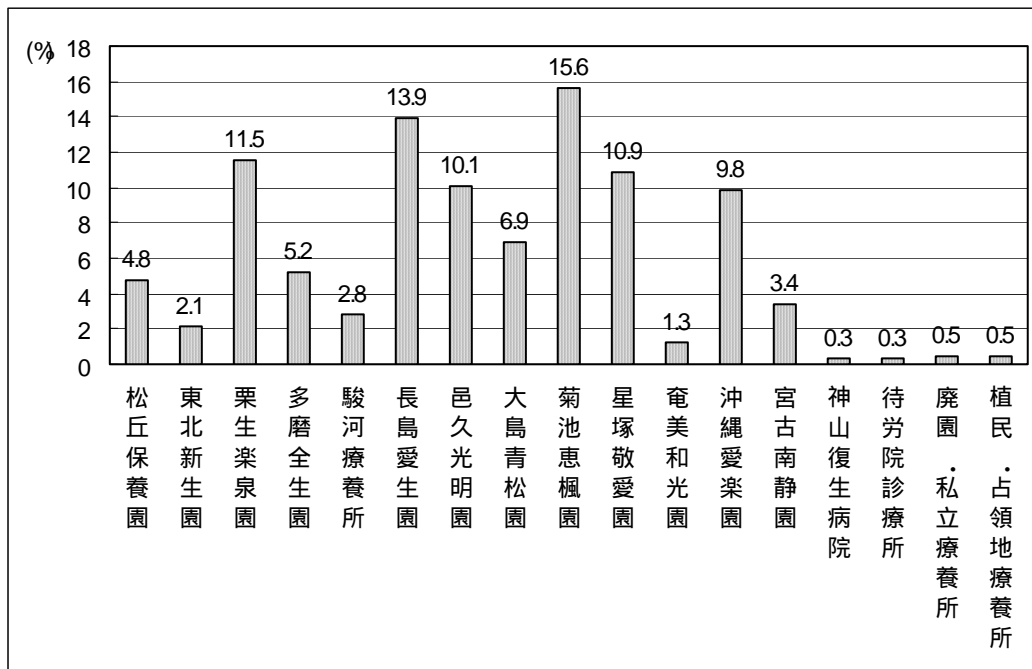
2. 強制入所の現実

2-1 入所時期と年齢【問4-1、問4-2】

入所時期を回答した人のうち 49.7%の人が、1940 年代に入所している。ただし、発病がわかってからかなり早くもすぐに入所したのではないことが、発病と入所時期にタイムラグがあることから推測できる。たとえば、発病したことがわかったのは、1945 年までで全体の 54.8%であったのに対し、入所は同年まででは 38.6%であって 16.2%も少ない。入所が半数を超えるのは、1948 年になってからである。この年、プロミン治療が開始されるとともに、成立した優生保護法によってハンセン病患者に優生手術が合法化されたのは周知の事実である。厚生省はこれ以後、全ハンセン病患者の入所を実現させるための療養所増床に着手するとともに、患者収容の強化を進めた。このあとらい予防法が成立する 1953 年に向けて、入所者の割合は急増する。49 年から 53 年までの 5 年間に入所者全体の 24%が入所しており、らい予防法成立までに全体の 79.7%が入所している。

発病と入所年齢にはタイムラグがあることからわかるように、入所した年齢は発病した年齢よりは高くなっている。たとえば、発病に気づいた年齢は、16 歳(8.4%)、10 歳(7.2%)、13 歳(7%)、12 歳(6.9%)の順に多かったが、入所年齢では 17 歳(6.8%)、16 歳(6.8%)、20 歳(6.1%)、15 歳(5.9%)の順であった(単純集計 8、18)。発病に気づいたのは、19 歳までに 68.5%におよぶが、入所年齢は 19 歳までで 53.6%にすぎない。14.9%もの落差がある。なお、回答者が最初に入所した療養所は、図の通りである(図 2-1)。

図 2-1 最初に入所した療養所別 (N=754)



註1：無回答を除いて集計。

菊池恵楓園(15.6%)、長島愛生園(13.6%)、栗生楽泉園(11.5%)、星塚敬愛園(10.9%)、

邑久光明園（10.1%）の順に多い。

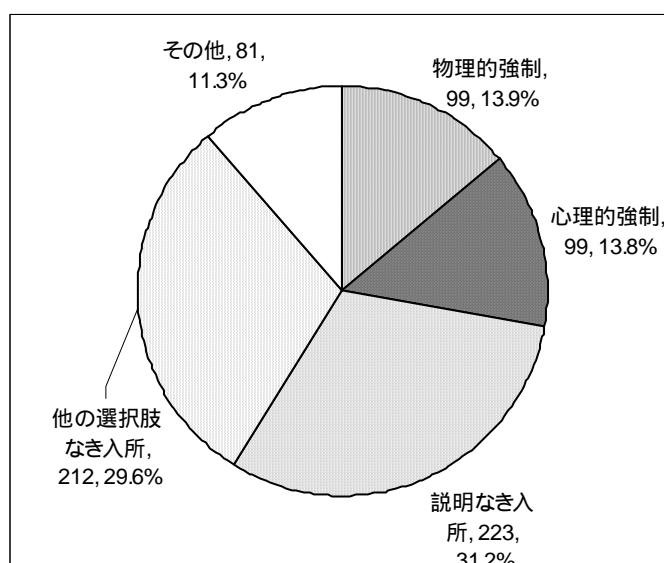
2-2 強制入所の実態【問4-3、聞き取り3-1】

療養所への入所は、当事者の視点から見ると、どのように映っているのでしょうか。幼い子どもや若者が多かったことからみても、自分の判断で入所を決めるというよりは、公的機関の介入や家族や地域社会の介入によって入所が決められてきたのではないかと推定される。自らの意思といっても、当時の社会や世間でハンセン病者がおかれている状況によって、療養所の入所以外の選択肢を奪われているために入所せざるをえない状況が作りだされていた、ということではないかと思われる。

そこで、入所にもともなう「強制」という権力作用を、「物理的強制」「心理的強制」「説明なき入所」「他の選択肢なき入所」の4種類に分類した。物理的強制とは、公権力の行使によって、有無を言わせず入所させられた場合である。心理的強制とは、周囲や家族から入所を執拗に勧められ、否といえなくなった状態、また「説明なき入所」とは、療養所がどのようなところが知らせぬままに行くようにいわれ、来たところがいきなり入所させられた場合である。治療して短期間に帰ることができる信じ込んで入所した人もいるが、そうした錯誤も医師や保健所職員などの公的立場の人の一種の権力と解することができよう。親や家族につれられてきた場合も、子どもにとってはほかの選択肢を奪われている状態である。「他の選択肢なき（一見任意での）入所」は、ハンセン病の治療や差別から逃れるためあるいは家族への感染を回避するため、入所以外の選択をなし得なかったという場合である。

全体のうち、「物理的強制による入所」は13.9%（99人）、「心理的強制による入所」は13.8%（99人）、「きちんとした説明なき入所」は31.3%（223人）、「他の選択肢なき入所」は29.7%（212人）、「その他」は11.3%（81人）である（図2-2-1）。

図2-2-1 入所のいきさつ（N=714）



註1：無回答を除いて集計。

表 2-2-1 入所のいきさつにおける下位項目

上位項目	% (人)	下位項目	% (人)
物理的強制	13.9 (99)	警察官等に無理矢理	10.4 (74)
		その他	3.5 (25)
心理的強制	13.8 (99)	執拗に入所勧奨	5.7 (41)
		まわりの人から説得	5.7 (41)
		その他	2.4 (17)
説明なき入所	31.2 (223)	公人から治ると言われ	15.4 (110)
		八療と知らず公人の勧め	5.2 (37)
		八療と知らず家族に	7.0 (50)
		その他	3.6 (26)
他の選択肢なき入所	29.6 (212)	八療以外の治療不可	14.0 (100)
		差別逃避の為	5.5 (39)
		家族への感染回避	1.8 (13)
		他所で暮らせない為	3.2 (23)
		国や行政を信頼	0.1 (1)
		その他	5.0 (36)
その他	11.3 (81)	その他	11.3 (81)

「その他」の回答を除き、それぞれのなかの選択肢を細かく見てみると「(医師や衛生課職員、保健所職員などの公的立場の人から)短期間で治るからといわれたため」(15.0%)と「療養所以外では、ハンセン病の治療を受けられなかったため」(14.0%)という理由がもっとも多い。治療の実態を知らなかったり、治療場所が療養所に限定されているために、入所せざるをえない状況であったことは、聞きとりからも、「やむをえず」「しかたなく」といった表現がともなっていることから容易に推測される。また、「警察官や衛生課職員等によって無理矢理入所させられた」とする文字どおりの「強制入所」の割合も10.4%と高く、これらの理由に次いで第三位をしめている(単純集計20)。

入所年代と入所のいきさつを見てみよう。もっとも理由の多い「きちんとした説明なき入所」の回答には、本人が療養所についての知識が正しく認識されていなかったことを反映しているが、1935年から1970年まで一貫して3割から4割近い入所のいきさつとして高い割合を保っている。「物理的強制による入所」に関しては、戦中の1940年から44年の5年で22.6%(33人)ともっとも高く、戦後になると漸減する。「他の選択肢なき(一見任意での)入所」は、1945年からの5年間では36.2%(59人)と戦中にくらべて割合を伸ばし、戦後における入所のいきさつの理由の4割を占めるまでになる(表2-2-1)。

このことは、戦前・戦中は「物理的強制による入所」の傾向があり、戦後になるにつれ「療養所以外では、ハンセン病の治療を受けられなかったため」と、一見任意の入所理由が多くなる。戦後の治療薬の登場が、療養所入所による治療への期待をいだかせたのであろう。

表 2-2-1 入所年代と入所のいきさつ（N=611）

入所年代	物理的強制	心理的強制	説明なき入所	他の選択肢なき入所	合計
1925- 1929		2	1	1	4
1930- 1934	1	3	2	3	9
1935- 1939	10	11	25	16	62
1940- 1944	33	19	53	41	146
1945- 1949	24	25	55	59	163
1950- 1954	16	19	42	47	124
1955- 1959	4	10	20	15	49
1960- 1964	1	4	10	12	27
1965- 1969	1		3	5	9
1970- 1974	1	1	5	3	10
1975- 1979				2	2
1980- 1984		2	1	1	4
1985- 1989				1	1
1990- 1994		1			1
合計	91	97	217	206	611

有意確率（両面）0.018

註 1：入所年代別にクロス表による Kruskal Wallis 検定を行った。

註 2：入所年の無回答および問 4-3 の「無回答」「その他」をはずし、「1-1 警察官等に無理矢理」「1-2 その他」を「物理的強制」、2-1 執拗に入所勧奨」「2-2 まわりの人から説得」「2-3 その他」を「心理的強制」、3-1 公人から治ると言われ」「3-2 八療と知らず公人の勧め」「3-3 八療と知らず家族に」「3-4 その他」を「説明なき入所」、4-1 八療以外の治療不可」「4-2 差別逃避のため」「4-3 家族への感染回避」「4-4 他所で暮らせないため」「4-5 国や行政を信頼」を「他の選択肢なき入所」として集計。

(1) 物理的強制による入所

・昭和 19 年、強制収容、祖母と母が畑に行き、一人で家に居たら、区長と二等軍医が来て、すぐに帰れるから、と言われ、着替えを 2～3 枚もった。母は、家に帰って来て何も言わず、つれて行かれるまで、台所で顔もあげずに泣いていた。その姿を見ると、とてもつらくなった。水を飲もうとしたが、ノドを落ちていかず、水が、固まりのように感じた。泣いている母を残して、連れて行かれた。祖母は、こわくて家にもどって来れず、畑に隠れていたと後で聞いた。（1944 年入所 女性）

・入所まで何も変わらず生活していた。家族も変わらなかった。昼間（本人が学校に行っている間）にちよくちよく、警察が家に訪ねてきていたらしく、両親が話しているのを見て「これは何かあるな」という感じでした。（1943 年入所 男性）

・大学病院に入院していた時、ハンセン病と診断された。その翌日療養所に連れて行かれた。家につれて帰ったら家族（祖父母）が困るだろう、他の身内も困るだろうとの思いが

あったのではないかと思う。姉との関係も断絶された。（1956年入所 女性）

・1947年、発熱あり病院へ行き、ハンセン病と診断されると、なかなか家に帰してもらえず、朝から受診したのに夕方まで拘束された。看護師が帰らないよう見張っていた。夕方になり、入院の日を決めるまで家にいるように言われやっと帰された。とても辛く、腹立たしかった。その後すぐに自宅に保健所から人が来て「土足で」家に上がり、消毒を行った。それで近所にも知れわたり、自分のみならず家族も白い眼で見られ、ヒソヒソうわさされた。その後、入所日の通知が来る半年間の間、外出できず、銭湯にも行けず、周囲の目を気にして、兄弟がいじめられるのを見ながら家ですごした。生きた心地がせず、針のむしろに座っているような半年間だった。（1947年入所 女性）

・赤札の外部立入禁止と書かれた中、お召し列車で岡山県まで来た。12時間お茶一杯飲まされず。一般の改札とは違う所から出て、トラックに乗せられ港まで。船がまっけていてそれに乗せられ、収容者棧橋から島に上がった。家からの強制連行の際には、手錠までされた。（1945年入所 男性）

・小学校4年生の時。12歳（阪大病院に通うため休みがちだったので留年をくりかえした）学校で、急に自分以外の子供は運動場に出され、自分だけが教室に残された。すると、サースの時の映像のような格好、上から下まで防護服を着て、マスクをして、背中に（消毒）タンクを背負ったような格好をした人たちが入ってきた。先生が私をおぶり、先生の両手に私の学用品をさげて、先生が泣きながら私の家まで走ってつれて帰ってくれた。途中で転んだりしたが、強烈に覚えている。次の日から、学校に行くこともできず、間もなく、父に連れられて入所した。三宮の駅で、お召し列車に乗ったが、父がちょっと離れたときにまた防護服を着た人たちが現れ、走って父の後をその人たちが消毒してまわった。こわくて泣き叫んだので、まわりにすごい人だかりができた。お召し列車には自分達以外、3人乗っていた。父が入所する時には、一家心中と言っていたので、警察が家ではなく学校で自分を連れていく強硬手段に出たのだと思う。父も仕方なく療養所に連れてきたが、その時いっしょに来ていた他人の話によると、父は帰りの船から降りようとしなかったため、その人が引っ張って船から降ろしたということだった。（自分を島に残していくことが辛くてたまらなかったのだという）。（1940年入所 女性）

・大学病院でハンセン病とわかり、家に帰らずそのまま旅館住まいとなった。県から強制収容があるとわかり、親族で会議があり、療養所に行くことに決まった。（1943年入所 男性）

・県から強制入所要請されたが母が怒っておい返した。警察より「文書にて 月 日 時 分 駅に出頭せよ」ときた。家族会議（どん底だった、さみしさ）。岡山へお召し列車にて到着し、入所。（入所年無記入 男性）

・ハンセン病だと分かってから1年間位はずっと家にいたが、近所の人か、誰か噂したの

か分からないが保健所が迎えに来た。私は末っ子で、それまで母と離れて暮らした事がなかったので、とても淋しかった。（1951年入所 女性）

(2) 心理的強制による入所

・石垣島でも強制収容が行われていた。同じ部落で3名程つれていかれた。その人達の残された家族は村八分状態であった。自分もいつかつれていかれるのでは？という不安。それよりは、自分から入った方がよいのではと思った。家族には迷惑はかけたくないという思い。（1952年入所 男性）

・八重山での保健所の地域担当職員の対応。保健所の職員は、人の生活の事は考えもせず、愛楽園行きを勧めた。当時、この病気については、汚い病気だと聞かされていて、（保健所職員から受ける）この仕打ちは、当然の事だと思っていた。一般の人たちは、自分を怖がっていたが、ひどい事は言わなかった。保健所が憎い。（1978年入所 男性）

・主人は泣いたけど話はしなかった。兄が自分にも知らさずに段取りをして、療養所へ入ることになった。実家の帰り、母にも何も言わずに行けと言われた。入所する時、大阪府の衛生課の人に連れてこられる途中、だんだん田舎に連れて行かれ着いた所が療養所。直ぐ帰れると思って着のみ着のまま来たのに島流しだと思った。一晩泣き明かした。（1941年入所 女性）

・警察の人が自宅に来て「人の中に入ってはいけない」と言われた。又、仕事をしていて火鉢で足を温めていた時、熱く感じないままやけどをしてしまったこともあり、保健所の人が入院をすすめたので「治したい」という思いを持った。当時は自分にとっては「死を選ぶか、療養所へ行くか」どちらかの道を選ぶより仕方のない状態だった。（1948年入所 男性）

(3) きちんとした説明なき入所

・足の裏の痛みが出たこと。目の下のニキビのようなものをつぶしてもつぶしてもまた出てきた。ニキビのようなものが（顔に）できた。つぶしても治らず、痛みもなかった。（母親が）看護の経験があり、皮膚科の受診をすすめられた。検査をうけ、医師よりレブラー（らい病）と言われ、ショックをうけた。顔・手の変形はなかった。スキンクリニックで色々検査をうけた。が、詳しいことが分からず、（医師からは）すぐ3日で帰れると言われた。とても仕事が多忙で、（また、療養所に）行くと帰れないと聞いていた。（本を読み）変形の様子を見て「もう死んでもいい」と思い（療養所にいくことを）こぼんでいた。スキンクリニックから自宅に迎えが来た。「検査して治さなくてはいけない、3日で帰れる」といわれ、車に看板がかかっている（スキンクリニックからの迎えが来たと分かる）と隣近所に（病気が分かると）迷惑になるので夜中に迎えに来てもらった。3日間のはずがこんな風に（長期間の入園に）なってしまった。（1972年入所 男性）

・姉も発病して、療養所にいたので、入所には、全く不安はなかった。父に連れられ入所

した。入所後一人になったが、姉も入所したので、当たり前のことと思っていた。家も貧しかったので、ここに入所する事に抵抗は感じなかった。（1958年入所 男性）

・療養所で1年過ごせば治ると言われたので、全く心配しなかった。沖縄から上京する船の中で、顔が腫れ、鹿児島で船を下ろされ、療養所に1年いれば治るといわれて、そのつもりで入所した。1年で治ると言われたので自殺を思い止める事が出来た。それが今でも続いている。国の野蛮な政策に90年苦しめられてきた。（1944年入所 男性）

(4)他の選択肢なき（一見任意での）入所

・実父がハンセン病で、小さい時からとても苦労して育った。自分も同じ病気にかかっていることがわかったときは、非常に絶望的な気持ちになった。父のすすめもあり、自分も同じ所に自主的に入所しようと思った。病気になって、はじめて実父といっしょにくらせることが少し心の救いになった。まわりの人には、だれにも言わず入所した。（1951年入所 男性）

・療養所の医務課長と県庁の予防課の担当者が自宅まで来、兄弟に感染する病気と告げられ、治療を受けるために病院へ行った方が良いだろうと思った。（1954年入所 男性）

・人生はこれですべて終わったと思った。当時、大学病院に入院してプロミン治療していた。財産は私が病気にかかったことで使い果たした。これ以上入院を続けるより療養所に行ったほうが家のためだと判断し、自ら保健所を訪ねて入所方法を教えてもらった。絶望としかいいようのない気がした。（1952年入所 男性）

・熊本病院で診察を受けしばらくは家で治していた。農家だったので一人で部屋で過ごしていた。入所は自分の意思で行った。家族や周囲からの勧めはなかった。この病気はここで治すものと思っていたので入所は自分で決めた。（1954年入所 男性）

2-3 入所体験

2-3-1 解剖承諾書【問5-1、聞き取り5-1】

入所時に「解剖承諾書」への署名を求められたについて、53.6%（390人）が、署名を求められていないと答えている。「求められた」と答えた人は17.2%（125人）で、「わからない」と答えた人が29.2%（212人）もいる（単純集計21）。不安や絶望感に打ちのめされているなかで、そのうえ幼いために親や親族につれられてきた場合ならなおさら、入所時にさまざまな書類手続きがどのようにおこなわれたかを冷静に判断する余裕はなかったかもしれない。治療目的で来たはずなのに遺体の解剖の署名を求められて、大きなショックも受けた人もいた。また、書面ではなく口頭で承諾を取られたという発言もあった。

療養所によっても、承諾書の求め方には違いがあったようである。たとえば、二つの園を経験した人は、星塚敬愛園では求められたが、奄美和光園では求められなかったと証言している。ただ、奄美和光園でも解剖承諾書を求められたとの答えがあることから、時期的な要素も考えられる。また、長島愛生園や大島青松園、邑久光明園では書面で求められ

たという話はほとんど聞かれなかった。それでも解剖の事実はあったことが報告されている。承諾書がなくても解剖されることが当然と園内では受け止められていたのである。各療養所ごとに集計してみると、承諾書を求められたところとあまり求められなかったところとは、はっきりと差が出ている。求められたと答えた人が半数を超えているのは、菊池恵楓園と星塚敬愛園である。それぞれ52.5%（42人）、60.9%（28人）になる。3～4割が求められたと答えたのは、松丘保養園、東北新生園、栗生楽泉園、奄美和光園であった（表2-3-1-1）。

表 2-3-1-1 解剖承諾書の許可と療養所（N=513）

	求められた	求められなかった	合計
松丘保養園	10	15	25
東北新生園	4	6	10
栗生楽泉園	22	37	59
多磨全生園	1	27	28
駿河療養所	1	13	14
長島愛生園	3	67	70
邑久光明園	1	63	64
大島青松園	2	36	38
菊池恵楓園	42	38	80
星塚敬愛園	28	18	46
奄美和光園	2	4	6
沖縄愛楽園	8	38	46
宮古南静園	1	17	18
神山復生病院		1	1
待労院診療所		2	2
廃園・私立療養所		3	3
植民・占領地療養所		3	3
合計	125	388	513

有意水準（両面）0.000

註1 療養所別にクロス表によるpearson²検定を行った。

註2 療養所名の無回答および問5-1の「わからない」無回答をはずして集計。

署名を求められたと回答した人でも、ほとんどの人がその求めに応じ、署名に承諾している。承諾した理由は、大きく三つのタイプに分かれる。第1は、なんらかの強制や権力を感じて署名したとするものである。これが多数をしめる。第2は、当時、子どもだったためによくわからない、あるいは親が代理で署名したと思う、というような「なにもしらないままに」という回答である。第3に、今後の医療に役立つならと受け入れた人が少数ながら見受けられる。

(1)強制や権力によって

書類の内容を説明されることもなく、捺印させられた人も多かったようだ。そこは権力的な強制が働いている場であり、入所者のなかには諦念が充満していたであろう。「印鑑を勝手に押され」、あとでそれが解剖承諾書だと知ったと具体的な経緯を語った人がいる一方で、養われているんだから解剖されてもしかたがない、とあきらめと悔しさが無いままになった気持ちを表現している人がいる。

- ・説明もなく、強制的に印を押させられた。(1938年入所 男性)
- ・その当時は、封建的だったから、さからうことはできなかった。(1939年入所 男性)
- ・本人希望じゃない。全員宣告されて書かないわけにいかない。むこうで書いて勝手に印だけをおすもの。100人が100人全員。(1948年入所 男性)
- ・解剖の意味がわからずとも強制的に書かされた。そういうものだった。意味がわかった時は、ひどいと思った。(1937年入所 男性)
- ・権力のある患者の自治会の役員から強制的に書かされた。(1948年入所 男性)
- ・世話になる以上、しょうがないと思った。後の医学に役に立つならしょうがないかな。兄が説明を聞き、書いたと思う。本人には、説明されていない。(1941年入所 男性)
- ・署名は入所の条件だし、もう出れないと聞いていたから。職員の話は隣できいていたが、子供だったので(手続きは)母親が全部やっていた。(1930年入所 男性)
- ・政府に養われているから解剖されても仕方ないと思った。情けなくて、何ともいいようのない気持ち。(1951年入所 女性)
- ・補導室(今の福祉室)に呼び出され、印鑑を勝手に押された。後で、入所者から印鑑を押された書類は承諾書と聞かされ、「何でも職員には絶対服従なんだなあ」と思った。死にたいとは思わなかった。絶対家に帰るんだと思っていた。(1948年入所 女性)
- ・着いてすぐに「ここに印鑑を押すように」言われ、考える暇もなくさせられた。当時は、殆ど強制であった。(1941年入所 男性)

(2)わからなくて

いっしょに付き添ってきた父母が署名したり、子どもであったために深く考えもせずに承諾してしまった例も少なくない。また、短期間で帰れると聞いていたなら、たんなる手続きの一環として安易な気持ちで署名した場合もあったろう。「小さかったので」「あんまり深くは考えなかった」「なんの疑問も抱かず」「ショックで深く考える余裕はなかった」

など、さまざまな表現を使いながら、そのときの「わからなかった」状況を語っている。「解剖」といわれても実感がわからなかったと述べた1949年入所の男性は、星塚敬愛園では「すべての人が印鑑を押していたはず」と、語っている。

・子どもだったし、特別何も思わなかった。みんながそうしていると言うことであったため、何も感じなかった。（1938年入所 男性）

・自分は小さかったので一緒に連れてきた父親が署名したと思う。「万が一のためにするのだから」と話されたと思う。自分自身は3年位で帰れると思っていたからあんまり深く考えなかった。（1938年入所 男性）

・本人には何も説明せず、印鑑だけうてと言われた。何もわからず打った。後から自治会から説明を受けた。（1943年入所 男性）

・まだ20歳で「解剖」といわれてもピンとこなかった。実感がわからなかった。（1949年入所 男性）

・入所して数ヵ月後に求められたが、何の疑問を抱かず、特に説明もなく書いたと思う。（1953年入所 男性）

・意味も分からず（子どもであり）署名した。お世話になった恩返しという断りにくい雰囲気があった。（1942年入所 女性）

(3)医療に役立たせるために

医者の説明を聞いて、医学や治療に役立ててほしいので、積極的に署名をした人も少なからずいる。しかし、そうした思いも、その奥に秘められた意味を考慮すれば、どこか権力的な力を感じさせるものだ。「先生からしなければならぬといわれた。まだ子どもだったので、よくわからなかったが、将来に役立てられればよいと思った」と、ある男性は承諾している。しかし、そのあとで彼は次のようにことばを継いだ。「そういわれれば、ああそうですかというしかなかった。おまえが死んだらこの病気の原因を調べて将来のために治療方法を研究するからと。役にたつならしょうがない」（1946年入所 男性）と。ここで「しかなかった」「しょうがない」という表現に込められているのは、医者の権力であり強制力そのものである。積極的な意味を見いだそうとしている表現の背後にも、そうした意味が隠されていることを読み取る必要があるだろう。

・亡くなったら解剖していいかという献体という形で書類を書いた記憶がある。この病気を活かして欲しい、医学的に役立ち参考になればと思った。（1948年入所 男性）

・自分がすすんで言った。「治療に役立ててほしい」。（1952年入所 男性）

- ・役に立つのであればいいと思った。（1943年入所 男性）
- ・ただでめしを食べさせてもらうのだから仕方がない、というあきらめの気持ち。（1941年女性）
- ・先生からしなければならぬと言われた。まだ、子供だったので、よくわからなかったが将来に役立てられれば良いと思った。草津で求められた。15歳？、いや14歳だったから、そういわれれば、ああそうですかというしかなかった。おまえが死んだらこの病気の原因を調べて将来のために治療方法を研究するからと。役にたつならしょうがないと。（1946年入所 男性）
- ・入所後、医学の発展の為に解剖させて欲しいと医局のドクターに言われ、口頭により承諾した。書面によるものはなかった（約30年前の頃）。（1941年入所 男性）

(4)拒否

こうして、ほとんどの人が署名に応じたなかで、署名を拒否したと語った人がいる。

- ・求められたけれど応じなかった。研究のためにとって同意した人もいたが自分はいやだと思った。（1944年入所 女性）
- ・拒否した。私は診察をうけにきたのに、恐ろしい紙（解剖承諾書）をみて、来るべき所ではなかったと思った。当時の園長からの（入所勧奨の）手紙で、すばらしいことがたくさん書いてあり、誘われてきたが、だまされた。うそをつかれたと思った。（入所年無記入女性）

(5)その他

- ・初めて知った。そんなものは見たこともない。書かされたという話も聞いたことがない。（1946年入所 男性）
- ・求められなかったが、それは解剖しないということではなく、承諾書の有無に関わらず解剖は当然するものだと思っていた。（1945年入所 男性）
- ・治療を目的とする療養所で、なぜ解剖というところまで考えなければならないのか、と、ひじょうにショックを受けた。（1951年入所 男性）
- ・求められなかったが、公然と行っていた。昭和天皇が亡くなって元号が変わってからびたりと行われなくなった。いまではまったくおこなっていないが、当時は死んだらすべて行っていた。（1953年入所 男性）
- ・死んだら誰もかれも解剖される。承諾書なしに解剖される。（1950年入所 女性）

・びっくりした。こわかった。家には帰れない。治らない病気と思った。死ぬまでここに居なければならないと思った。（1949年入所 男性）

・星塚敬愛園に入所したときは求められたが、奄美和光園では求められなかった。死んだときの解剖ということだから、園に入所する際のきまりだから、治療に来ただけなので、普通の病院だという気しかなかった。（1938年入所 男性）

・父、母、姉は昭和19年（父）、昭和16年（母）、昭和15年（姉）にそれぞれ亡くなったが、解剖された。当時は解剖されることがあたり前のことに。死んだら解剖することになっていた。研究のため。承諾書に署名した覚えはない。（1938年入所 女性）

・入所当時は半数位解剖されてたよう。元気な入所者に死者を背負わせ運ばせ、終わる頃取りに来させ、安置室に戻させていたのを聞いたことあり。（1960年入所 男性）

・自分には求められなかったが、“解剖するもの”という様子だった。（1962年入所 男性）

2-3-2 偽名【問5-2】

療養所内では偽名（園名）がもちいられていたことが知られている。これまで暮らしてきた外の世界と完全に遮断された別の空間が設定されるために、名前の変更が勧奨されたのである。自分の育った家族や結婚でつくった家族で使われた名前とは異なる名前を使用することで、これまでの社会関係とは絶縁した世界が療養所の生活なのであった。もっとも、53.2%（403人）の人は偽名を使わなかったと答えている。

偽名を使うきっかけや理由はさまざまだが、「園の職員からいわれて」が12.8%（92人）、ついで「園の入所者の先輩からいわれて」が8.9%（64人）、「まわりみんなが使っていたから」が5.4%（39人）、「家族からいわれて」が3.3%（24人）で、これらを合わせると30.4%となる。これらの理由に該当しないけれども使っている人が、13.4%（96人）である（単純集計22）。偽名使用の目的や理由はほぼ共通している。

入所年で偽名（園名）使用に差があるだろうか。入所年を10年刻みでとってみると、あきらかに差があることがわかる。偽名を使わなかった人は、戦前の1925年から戦後の1964年までの間で漸減し、そのほかの年代では使用しなかった人の割合が過半数を超えているのに対し、1955年からの10年間では、むしろ偽名使用者の割合が69.3%（61人）となって使用者の割合が過半数を超えているのである。戦前（1944年以前）と戦後（1945年以降）とを比べてみても、いずれも偽名を使用しなかった人が多いのだが、戦後、とくに1964年以前に注目すると、使用した人の割合が高くなっているのである（表2-3-2-1）。

表 2-3-2-1 園名使用の年代別（N=686）

	使用した	使用しなかった	合計
1925-1934	3	12	15
1935-1944	95	143	238
1945-1954	135	177	312
1955-1964	61	27	88
1965-1974	8	13	21
1975-1984	3	6	9
1985-1994		3	3
合計	305	381	686

有意確率（両面）0.027

註1：入所年代別にクロス表による Kruskal Wallis 検定を行った。

註2：入所年の無回答および問 5-2 の「無回答」をはずし、「1 家族からいわれて」、「2 園の職員にいわれて」、「3 園の入所者の先輩からいわれて」、「4 まわりのみんなが使用していたから」、「5 その他」を「使用した」として集計。

偽名を使用したきっかけとなる理由を 10 年ごとの年代とクロス集計したところ、たいへん興味深い結果が出た（表 2-3-2-2）。

表 2-3-2-2 園名の使用の理由別（N=305）

	家族からいわれて	園の職員からいわれて	入所者先輩からいわれ	周りが使っていた	その他	合計
1925-1934		1		1	1	3
1935-1944	8	19	20	9	39	95
1945-1954	10	41	24	22	38	135
1955-1964	5	22	16	2	16	61
1965-1974		5	1	2		8
1975-1984		1	1	1		3
合計	23	89	62	37	94	305

有意水準（両面）0.000

註1：入所年代別にクロス表による pearson χ^2 検定を行った。

註2：入所年の無回答および問 5-2 の「無回答」をはずして集計。

上述したように、偽名使用の理由でもっとも多かったのは「園の職員からいわれて」だが、その理由は他の理由と比べると、あきらかに戦後に多いのである。1945 年からの 10 年間では 30.4%（41 人）、1955 年からの 10 年間では 36.1%（22 人）、さらに 1965 年からの 10 年間でも実数は少ないものの 62.5%（5 人）と、他の理由よりも多く、しかも年代が新しくなるほど増えている。偽名使用が外の世界との断絶と隔離を意味し、政策実行者たる「園の職員」からいわれるということは政策の実施そのものにほかならない。1953 年らい予防法の施行が「園の職員」の偽名使用の意識を変えたかどうかの直接的関係はわからないものの、戦後における偽名使用者の増加とその理由としての「園の職員からいわ

れて」の増加は、文字どおりの隔離政策が戦後にも継続・貫徹されたということができるだろう。

(1)使用の理由、目的【聞き取り 5-2】

病気が知られて「家族や親族に迷惑がかからないように」という理由がほとんどをしめ、これが偽名使用の療養所側の公的な説明だった。手紙のやりとりなどで本名を使うと、ハンセン病の療養所に入所していることが自分のことを知らない家族や親族にまで知られてしまい、迷惑をかけることになるという配慮である。これはかなり一般的に流布している理由で、その点では偽名が「当然」という答えも多い。また療養所側あるいは自治会側が、当然のように偽名使用を促したり、勧めたりしたこともあった。たしかに、これは当時の入所者にはきわめて説得的な説明であり、「いやだった」という人がいる一方で、一部の人は、とてもよいやり方だ考えていたようだ。また、こうして偽名使用に納得した人のなかには、療養所内の現実はかならずしもそうではないのだが、ほとんどの入所者が偽名を使用していると思いこんでいた場合もある。

こうした理由とは別に、家族や親族が先に入所していて偽名を使っている場合、それに合わせるために同じ偽名を使うことがあった。偽名を使っている納得したわけではないが、一時期のことだからと「わりきって」使用した人もいる。また、とりわけ女性の例であるが、自らは本名を使っていながらも、療養所内の偽名の使用者との結婚によって、「姓は偽名、名は本名」という形となった人も多いようだ。こうして本来は偽名の使用を否定しながらも、所内結婚という療養所生活の受容を通じて、偽名そのものも自動的に付随してくる、といったプロセスも重要である。

しかし、目的はさまざまであっても、偽名の使用が入所者に、療養所をこれまでの世界とは異質であることを感じさせたことがほぼ共通に指摘されている。

・自分がハンセン病であることを家族に知られないため使用した。使用することに抵抗はあったが、家族に知られないようにするためには仕方がなかった。自分というものを失ってしまった感じがし気持ちが小さくなった。(1975年入所 男性)

・自分でなくなるような気がした。今までの自分がいなくなるような気がした。療養所での生活が続くんだと実感した。(1961年入所 男性)

・おかしなところに来たんだ。別世界に来た。逃亡者の気分。(1953年入所 男性)

こうしたアイデンティティの喪失感が入所者にこれまでの社会生活との決別と、入所生活の受容を促し、「隔離」を許容させるものであったことが読み取れるのである。以下、偽名の使用の具体的なきっかけに注目していくつかの語りを取り上げる。

園の職員から言われて

・園の職員から当然のことのように言われた。入園当初名を尋ねられた時、本名で答えたら、園名を使いなさいと言われた。姓の一字をとって園名とした。これに対して疑問をい

だく知識はなく当然のものだとして受け入れた。（1956年入所 女性）

・「本名はだめ」と職員にはっきり言われた。本名の頭文字だけは残すように言われたので、頭文字を一字とって、適当につけた。（1957年入所 男性）

・何も思わないが、自分を隠さなければならないというのは、それほどすごい病気なんだなと思った。偽名は、入園のとき福祉課の人から「あなたはこういう名前にしようね」と言われ、用意されていた名前をつけられた。（1955年入所 女性）

先輩に言われて

・手紙は偽名で先輩にいわれて手紙を出すと実家はびっくりするし、夫はもう男ができたときげんが悪くなるし、疑われてつらかった。自分は治ったら夫のもとへ帰れると思っていたから夫との関係で悩んだ。（1943年入所 女性）

まわりがみんな使っていた

・ここに入ったら園名を使うのは当然のことで、本名を使っている人はほとんどいないだろう。自分で決めた。（1953年入所 男性）

退所するつもりで一時的に

・2年で退所するつもりだからと割り切って名乗ることにした。入所受付担当職員の説明では、浮浪らい上がりの患者に本名が分かると、実家におしかけられ金品を要求されるから園名を名乗った方がいい。この説明を鵜呑みにしたわけではないが割り切って勤めに従った。（1953年入所 男性）

家族に迷惑をかけないため

・いいことだな、と思った。本名になると社会復帰しなくても他人に知られることがある。親兄弟のことがわかった場合に縁談にさしさわってくる。また、財産があつたりすると脅迫を受けたり、危険など、家族に面倒がかからなくてよいと思った。（1944年入所 男性）

・里へ手紙を出すときにいいと考え、軽い気持ちでそんなに嫌な気持ちはなかった。（1950年入所 男性）

・周りの入所者も使っていたし、兄に手紙を書くときは他の家族に知られてはいけないと思い、偽名を使った。（1947年入所 男性）

配偶者が偽名

・自分は本名で入所したが、所内で結婚した夫は偽名だった。ゆえに現在の姓は偽名、名は本名である。（1946年入所 女性）

(2)使用しなかった理由、目的【聞き取り 5-3】

偽名は家族や周囲の人たちに知られないようにする配慮で使われていた。それゆえ、使用しなかったのは、すでに周囲に知られていたので「隠す必要はなかったから」という理由があげられる。しかし、この回答はわずかである。偽名を使用しなかった人が過半数をしめるのだが、変えなかった理由は、ほかにいくつかあげられる。時期や療養所にもよって違いがあるだろうが、消極的な理由としては、偽名を使うことを強く勧められなかったから、という人もいたようだ。また、とくにはっきりした理由はないと答えた人もいる。

では、偽名にしなかった積極的な理由はどのようなものだろうか。多かった理由の一つは、自分が納得できなかったため、というものだ。たとえば、「自分は悪いことしていないのだから」「治療と偽名使用には関連がない」など、偽名を使う理由に納得がいかないというものだ。二つ目の理由は、付き添った親や親族が変える必要がないとってくれたおかげで変えなかったというものだ。「兄と母が使用しなくてもよいといった」という事例があてはまる。三つ目は、「家族がすでに入所しているので園名を利用する必要がなかったから」というように、家族や身近な人物がすでに療養所において実名を使っている場合には、もはや偽名を使う必要性がなかった。

ただ、名前を変えるというのは、自らのアイデンティティの変更にも相当するような大きな抵抗を感じることであろう。なかには、園の職員からしつこく「変える」といわれながら、家族と同じ名前が当然だと思って頑として変えなかった人も少なからずいる。しかし、園内ではなんのこだわりもなく本名で通しても、「ただし、自宅へ郵便を送るときは別名を使った」という人も数多い。以下、偽名を使わなかった具体的な理由を列挙する。

偽名そのものを知らなかった

- ・名前を変えるには着いた翌日、分館で手続きするようだったが、それを知らなかったため、本名のままだった。(1952年入所 女性)

- ・園名があるというのを知らなかった。(1944年入所 女性)

本名と偽名の使い分け

- ・偽名をとすすめられたが、自分は名前は親からもらった大事なものだし、名は体を表すものという思いがあり、結局、園内では偽名は使用せず、本名で通した。しかし、実家に手紙を出すときは、郵便配達人にあれこれせんさくされると思い偽名で出した。親もこちらへ郵便を出すときは3～4町離れたポストからだした。(1951年入所 男性)

- ・通信なり文芸的なもの、ペンネームとして使用している。園内では本名を使っている。(1941年入所 男性)

家族に言われて

- ・別に悪いことをした訳ではないのだから偽名を使うことはないと父親が言った。(1941年入所 女性)

・親父が職員に直接言った。「自分のつけた名前だから変える必要はない」と、頑としてはねつけた。(1942年入所 男性)

家族が実名で入所していた

・家族（母、兄、妹）も入所していた為、偽名を使用する必要はなかった。親族にかくす必要がなかった。(1942年入所 男性)

絶望していたから

・死ぬつもりだったので気にならなかった。(1964年入所 男性)

・すぐ死ぬつもりだったので本名でもよかった。(1950年入所 女性)

すでに周りに知られていて

・小さな部落で生活していたため、発病し、療養所に入所したことを周りのみんなが知っていたので、わざわざ偽名を使う必要がなかったから。(1952年入所 男性)

なんとなく

・別に何も感じなかった。郷里から友達等が訪ねてきたりするから、こまると思った。(1951年入所 男性)

・実名を使うことが、家族にどんな影響を与えるかよく分からなかった。自分で、自分の名前を使うのがなぜよくないんだ？と思った。家族や親戚への影響があることに気がついたときは、実名を使った後だったので、今更変えようとも思わなかった。(1941年入所 男性)

2-3-3 その他の入所時の体験【聞き取り 5-4】

入所時の体験で印象に残っていることを自由に語ってもらった。内容は多岐にわたるが、療養所の特徴や入所時の時代状況をかいま見ることができる。以下にいくつかを分類し、列挙する。

(1)初期の印象と記憶【聞き取り 5-4】

・いや～すごい所に来てしまった。と思ったよ。というのは、ここにきて周囲の人に話をきくと、30年40年とここにいるという人がたくさんいるじゃないか？！一体この人達はここでそんなに長い間何をしていたんだろうと思ったよ。自身は、ここで集中的に治療して3年くらいで帰ろうと思って入所したんだからね。(1953年入所 男性)

・患者の状態がひどく、ばけもの屋敷に来たかと思い、2～3日は食事ができなかった。プロミンが来てから、患者の様子がよくなり見られるようになった。(1952年入所 男性)

・地元にはいた時は病気の人自分ひとりだったが、こっちにきたら千何人も同じ病気の人

がいて、そのうえ老人や重症の人がいっぱいいて、自分は若くて軽い方だから本当にほっとして気持ちが楽になった。解放された気分だった。（1942年入所 男性）

・病院なのであるから治療中心で、治療のない時は本を読んだり、将棋をしたりするのはできると思っていたが、翌日いきなり同室（6～7人部屋）の先輩からいきなり畑仕事に行くぞと言われビックリした。また、通信の勉強していたのであれば、電気も詳しいだろうから、園内作業として電気屋（係）をやってくれと言われ、これが最初に驚いた一番のこと。ここは病院ではないと思った。また、療養所まで同行した兄が帰る際、手拭いを顔に当て、泣いて泣いて、振り返り振り返りしながら帰って行ったことが忘れられない。（1942年入所 男性）

・（なぜ）所持していたお金を出したり、着物を脱がされるのか、強烈な印象がある。どうなっているんだ、“天下のお金が何で使えないんだ”。（1948年入所 男性）

・重度入所者からの言葉にショックを受けた。「お前も俺のようになる。」療養所では無治療だった。（1950年入所 男性）

・ハンセン病というのがどういったものかはっきりわからず、療養所へ入所した。入所者の症状をみて、（手がまがっていたり）自分は、この人たち（入所者）と同じ病気なんだと思った。入所した日に、自殺があったことを聞きショックだった。夫に、「自殺はしてくれるな」と言われた。「まわりの者にも迷惑がかかる」と言われた。自殺があったことについて夫もショックを受けた様子であった。（1954年入所 女性）

・入所したとき、傷のある人が多く痛々しくて症状にびっくりした。また、医者や看護婦の服装（白い防護服、マスク、長ぐつ等完全防備で長ぐつの下にスリッパを履く）が物々しくてびっくりした。また、症状を悪化させた人が多かったので部屋も“ウミ”の異臭がした。大人の部屋になってから部屋が狭かった。半間の押入れが自分の持ち分だった。（1944年入所 女性）

・兄が療養所に入所していたので、自分の入所前に何回も会いに来ていた。園に初めて来たときには、びっくりした。患者が患者のことを言うのもおかしいが、プロミンができる前は、顔も足もキズだらけ、血や濃みが出て、臭いもあり、食事をするのも嫌なくらいだった。（1962年入所 男性）

・一番恐かったのは、消毒風呂に入れられて、自分の下着、衣服など噴霧器にかけられあっ気にとられたこと。少し園内の事がわかると、療養所なのに監房や墓場や焼き場があるのですごいところだと思った。あとでここは飼育殺すため、骨になるまで暮らすのかとわかった。不審でたまらなかった。病気を治すのに来ているのに。ここへ入った以上、二度と出れんのじゃと思った。（1957年入所 男性）

・療養所でも DDT を 1 ヶ月位かけ続けられた。（1955 年入所 男性）

・消毒風呂に入れられた。入所したときの食事はまっ黒な麦飯とおしんこのようなものだった。それを見た父親が「子ども達が余りに不びんだ」と男泣きしていた。末の妹と母親が別々の宿舎で暮らすことになるといわれ、「赤子だから一緒に居させてくれ」と言ったが、聞いてもらえず大泣きしていた。自分も母と分かれてふたば寮へ入れると職員に言われた時、「この子だけはお願いですから側に置かせて下さい」と懇願した。こんな母を初めて見た。普段は私に冷たかったけど、この時だけは「母親だなあ」と思った。（1946 年入所 女性）

・国鉄の夜行列車で来たが、駅では警官がついて消毒液をまいてできた「黒い道」の上を歩かされた。園に来たら、まず、すっぱだかにされた。パンツも金も全部取られた。服は消毒された。裸の写真をとられたような記憶があるが、そんな写真はとられていないという人もいる。白衣を着せられた。収容所にいたのは半日（ほど）だけですぐに少年少女舎に行き、翌日から学校に行き始めた。（1941 年入所 男性）

・入所したとき、職員と入所者とは差別があり違っていた。有刺鉄線で仕切られていた。外ではそんな差別がなかったから驚いた。（1943 年入所 男性）

(2)生活環境【聞き取り 5-4】

・12 畳に 6 人いる独身舎に入れられたが、新患が一番寒いところへ寝かせられ、吹雪のときは顔や体に雪が積もり、とても寒い思いをした、病気になって、こんな寒い思いをさせられ、食べ物は悪くて、新患だと何でも一番下でいじめられたこともあり、他人ばかりで絶対に人を頼ることもできないと思った。（1940 年入所 女性）

・戦時中であり食糧難の時代であり食べるものがなく焼きイモにならないようなサツマイモや大根等が配給された。食べれたものではなかった。（1943 年入所 男性）

・残された家族（妻と子供達）の生活が苦しかった。食べるお米もなかった。役場に援助してもらった。妻は苦しさのあまり一家心中したいと言ってきた。子供の事を思うと苦しかった。（1949 年入所 男性）

・昭和 27 年の入所にて、世の中も落ち着きを、取り戻し、園の生活全般においても、不自由さや特別つらい思いというのは、感じなかった。ただ、戦時中等、それ以前に入所されていた方は、ひどい目に遭い、つらい思いをしたという話は、聞いて知っていた。（1952 年入所 女性）

・1 部屋に 8 名つめこまれて生活。神経痛でつらいときも炊事場へ食事を取りに行かなくてはいけないなどつらい生活。このままずっとこういった暮らしが続くのかと絶望し、2 回自殺を試みたこともある。薬を多量に飲み、自殺を凶ったが、胃の洗浄をして、朝目が

覚めたこともあった。（1950年入所 男性）

・自治会の会長が独裁的に管理していた。入所者同士が監視し合ってる状態。職員の関わりはとても少なかった。不衛生な状態で、生活する場とは思わなかった。（1937年入所 男性）

・入所してる間に不潔者扱いされた。お前たちは不潔な人間。医局のあるところに入ってはいけない。ボロクソに言われた。医局から往診に来ると、土足のまま部屋に上り、診療して帰っていった。こういう状態が日常的であった。マスク、ぼうし、くつなど絶対ぬがなかった。土足のままで患者の枕元へドカドカ入ってきていた。13園ともそうだったと思う。戦後、昭和20年代になり解消。（1941年入所 男性）

・自分が持っていたお金を取り上げられ財布の中に園金（園内通貨）が入っていたのはびっくりした。ままごと感覚だなと思った。昭和21年は戦後で、唯一外の情報が寮に一箇所あるラジオ放送（一方的に流されるNHK）であった。「鐘のなる丘」が6:00から30分間流されるが、同じような子ども達が集まって聴くのだが、それが我が身と重なって、家が恋しい、おやじおふくるのことを思った。（1946年入所 男性）

・兄や職員から二度と療養所から出ることはないといわれた。島の中を鉄条網で患者の居住区と職員の居住区に隔てられていたこと。療養所の生活では日常的に消毒されていた。船も患者と職員で場所が違っていた。多くの松があって、美しかった。（1948年入所 女性）

(3)強制労働の場【聞き取り5-4】

・たたみ36畳に20人の雑居であった。若い人から老人までおり、プライバシーがなくて苦痛だった。不自由者の付き添いの作業があり、こわかった。1日でやめた。七輪で湯を沸かし、1日のすべき生活の世話や介護をした。治療に来たのに世話をしなければならなかった。（1949年入所 男性）

・昭和26年入所ということもあり、偏見や差別は依然としてあったが（過渡期というか）時代は良くなってきている時であったと思う。しかし療養所はベッドで治療する所であると思っていたが、（元気な者は）みんな働いている。強制労働の場であると感じた。「怖い、汚い、うつる」という風潮があり、職員がすべき仕事を患者がしていた。相互扶助の建前はあるのだが…。入所時タバコが吸いたい現金が少なく、母親に送金してくれと手紙を送ると書留便にて送金されたが、検閲され現金は預けられ、手元には届かなかった。小包、封書は検閲され感じ悪かった。非人道的な扱いである。金がないので、自分の服を売り現金にかえた。（1951年入所 男性）

・療養するために来たのに、作業ばかりで大変驚いた。お金もなく困った。（1952年入所 男性）

(4)避難所の機能【聞き取り 5-4】

・島では皆に嫌われてくやしかったが、ここに来たら、皆が喜んでくれて、うれしかった。

（1948年入所 女性）

・部屋には行ってたまげたのは花札が流行っていたこと。世間では隠れて暮らしていたが、療養所に入って「心のゆとり」ができた。みな同じ境遇。「どうせ治らない」というあきらめが誰の心にもあったので、あまりくよくよしなかった。（1933年入所 男性）

・自宅まで役場のトラックのような車が迎えに来た。その車で神戸まで行き神戸駅から岡山駅までは汽車であったが一般客とは別車両であった。夜のうちに療養所に着いた。持っていた現金をあずけ入浴させられた。現金は後で返してくれた。園内通貨は廃止されていた。それまでの生活が悲惨だったので、園に来てホッとした。いい所へ来たと思った。雨が降っていた。1週間～10日回春寮にいて少年舎に移った。父も一緒に同じ療養所に入った。（1948年入所 男性）

(5)生活世界の転換【聞き取り 5-4】

・今までの生活が180度変わるのだから、人生が一回転した様な気持ち。言葉では言い表せない。（1951年入所 男性）

・島につくとすぐ収容所というところへ1週間ほど入れられる。そこで、健康状態、年齢にあった場所へ移す準備をする。その間に先輩たちと話すうちに、ずっと長い間ここで生活している人の存在を知り、一生出られない覚悟をきめ、ここでおだやかに生活できるよう努力することだと教えられる。早く家のことをあきらめると教えてくれる。それでも3年ぐらいで自分は家に帰るんだ、みんなとは違うんだと思っていた。（1943年入所 男性）

3. 療養所における治療について

3-1 ハンセン病療養所における治療 ～療養所が「療養」所であるための根幹～

3-1-1 治療の説明【問7-3】

療養所に入ってから、ハンセン病がどういう病気か、治療や予後などについての医学的な説明が医師や看護師などの医療従事者からあったのだろうか。結果は、「詳しい説明があった」とする者の割合は、全回答者のうちのわずか11.3%（82人）にすぎない。説明があっても「十分でなかった」とする者は17%（124人）であった。65.2%（475人）が、説明は「なかった」と答えている（単純集計32）。

これを入所年に即してみていくと、「説明がなかった」とする者は、1940年代後半まで7割近くに達し、1950年代にはいってやっと5割程度に減少している。十分にしろ十分でないにしろ「説明があった」と答えた者の割合が「説明がなかった」と答えた者の割合を上回るのは、1960年代後半になってからのことである。

3-1-2 医療の結果とその理由【問7-4、聞き取り7-1】

では、実際にはほとんど説明されることなく施された治療について、入所者たちはどう思っていたのだろうか。まずは、治療のやり方がおかしい、あるいは、不十分であるためハンセン病が悪化したあるいは後遺症が残ったと思うかどうかについては、「とくに思わない」が51.8%（363人）で最も多かったが、「大いに思う」「少し思う」を合わせた41.2%（289人）が治療の結果、病気が悪化したあるいは後遺症が残ったと思っている（単純集計33）。

そのように、病気が悪化したり後遺症が残ったりした理由として、以下のようなことがあげられている。

(1) 新薬の実験台

もっとも多く指摘があったのがこれである。1944年ごろ行われたセファランチンや特效薬として有名な戦後のプロミン、その他、タイフウミン（大風子油を静脈注射用にしたもの）、チバ、リファンピシンによる被害があげられている。ほかには虹波（陸軍の軍機保護法の適用を受けた薬で、らいと結核に適用された）、TR法（有効成分はテレピン油であるといわれている。大島療養所では1935年に治験がおこなわれていた。[『大島青松園五十年史』国立療養所大島青松園1960：102]）といったものもあげられている。なかには名称不明の薬剤もある。これらの薬剤が投与されたことによって、自分の病気が悪化したり後遺症が残ったりしたと考えている。

『国立療養所史（らい編）』によると、プロミン以前の大風子油時代に試みられた薬で注目を集めたものとして、金オルガノゾール、セファランチン、そして虹波があげられている。いずれも効果の裏付けはなく、とりわけセファランチンについては、「文献的に、セフ

アラランチンがらいに悪影響を与えたという報告はないが、このセファランチンの被験者となった患者たちは、今日でもその恐怖を語っており、らい施設における医師への、また新薬への根強い不信感を植付けたものとして記憶する必要がある」と記されている〔厚生省医務局『国立療養所史（らい編）』1975：51〕今回の聞き取りは、まさしく、文献には残っていないセファランチンの「悪影響」についての記録ともいえよう。また、戦後導入された特效薬プロミンも、当初治験薬として効果が試され、なかにはそれがもとで症状が悪化した者もあった。いくつか具体的な記述をあげておく（語り冒頭の年代・療養所名は治療に問題があったと答えた理由となる出来事があった“時期／療養所”を示す。時期や療養所が特定されていない、つまり調査票に記入されていない場合は“無記入”と記す）。

・1969年頃／駿河療養所 フランスで発明された「パナシル」という薬の分量を調べるために使われた。実験そのもの。ひとりは歩いて倒れ、自分は熱が出て、白血球が増えた。また、リファンピシンの分量を調べるため、1年2カ月投与を受けた。その後皆に投与されるようになった。副作用はひどかったが菌はあつという間になくなった。（1953年入所 男性）

・1961年頃／無記入 昭和36年頃、治験させられた。（プロミンの6～8年後）、20人位呼ばれて、この薬を飲むように（3種類を1日3回、チバ、プロトゲン、胃散など）まじめにのんだ人が悪くなった。1ヶ月に1回検査した。神経痛（左手）でやみ、針をやってももらったらはれてしまい2ヶ月位病棟に入院した。非常に神経痛がいたんだ（やむ）。606号の薬を使ったが、（週1回2回やった）足が下がってやせてしまった。（1948年入所 男性）

・無記入／無記入 治療も重症者が優先で、結節でブツブツのできた人が治るからと新薬にとびついたが、プロミンの反応で両手指の疼痛から拘縮になった。猫も杓子も同じ量で注射するのだから私はかえってしない方がよかったかと。（1949年入所 女性）

・無記入／無記入 自分はプロミンはあわないともおもったが試験的に投薬され、貧血や神経痛といった副作用が出てやっと中止になった。私の場合、DDSの方が効果があったように思う。（1948年入所 女性）

・1958年頃／星塚敬愛園 星塚敬愛園に1958年3月に入所。9月に目が見えなくなった。当時の眼科では原因がわからなかった。入所したらすぐプロミンを打ってくれると楽しみにしていたが、打ってくれずに新薬を飲まされた可能性がある。自分ともうひとり、新患だと他の薬（プロミン）に毒されていないのでモルモットにされた。結節ほしさにプロミンを投与してくれなかった。もうひとりの人は顔が腫れ上がってくるしんでいた。入所2年後プロミンを打つようになったら、あつという間に結節が治った。入所してすぐ打ってくれれば失明等つらい思いをしなくてもよかったのではないか。（1958年入所 男性）

・1963年頃／長島愛生園 32歳か33歳の頃、新薬ができたから試験材料になってくれと

医師から頼まれた。最初は断っていたが、光田園長に世話になっていたからと思いを承する。大風子油を精製したもので「タイフウミン」と呼ばれていたが、3本、静脈に注射にて受けたが、4~10人ほど治験を受けた患者がいたが、その中で私がもっとも反応が強くて、神経痛、顔の腫れが顕著であった。私の場合、薬は必要ないのにやったから。今から思えば、その医師は新薬を開発して博士号をとりたかったのだろう。（1952年入所 男性）

・1944年頃/長島愛生園 セファランチンという新薬（注射は72本、丸薬72個）を施され、それが合わず手が下がりまひしてしまった。現在のように栄養状態が悪くないときにはそのような症状にならないのだが、空腹で5gを施されまひがおきた。（1943年入所 男性）

・1944年頃/長島愛生園 セファランチン（2カ月投与）で右目はずぶれる（全盲）、左目は視力低下。顔じゅう結節がでて顔が崩れた。激しい痛みもあった。まつげ脱毛。重症になった（医師も手がつかず）。社会復帰もあきらめざるを得ない状態になった。自殺を企図し、ふらふらと岩の上へ（そこで発見された）。（1941年入所 男性）

・1951~2年頃/長島愛生園 1949年のプロミンの効果は絶大なものが自分にはあり、顔の浮腫もとれ、出なかった声も出るようになり、これで助かったと思った。しかし、1951~2年頃、アメリカからの新しい薬ということで愛生園全体の患者のなかから50人程（L型の病型）に、試験投薬が行われた。空色の錠剤で数ヶ月続けられた。その結果、大変な反応があり、湿疹、むくみがはげしくなりついには本病がぶりかえした。（1942年入所 男性）

・1956年頃/松丘保養園 TR法による治療を2年間ぐらいやったが、効果はなく、身体が冷えて、血管が萎縮してしまった。（1937年入所 男性）

・1962年頃/無記入 入所者が3人になると薬を使い実験した。アメリカからの薬を3人に使い、ひとり1カ月でよくなる。ひとは半年ぐらいでひどいのがよくなった。本人は逆に体中が痛く、真っ赤で眠れない。半年ぐらいで立てるようになり、8カ月ぐらいで歩けるようになった。1年間病室にいて、舎に移れた。（1962年入所 男性）

その他、生検の際に「肉をけずり」「肉を切り取る」と表現されるようなやり方で、最終的には何針も縫う処置をおこなっていたという。

(2)無資格者による治療

療養所の医療は、そもそも人手が足りない状態で運営されてきた。

たとえば、大島療養所では、開設当時収容定員200人のところ、県警察部長の兼任である所長と医長、医員、調剤員、看護長3名、看護婦など、総勢、たった十数名の職員配置であったという。

国立療養所入所者調査（第1部）

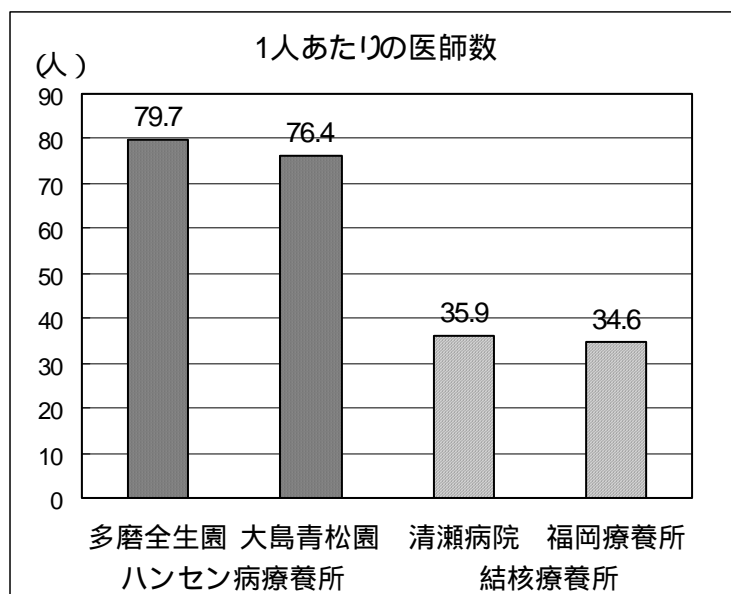
戦後になっても、医療スタッフの充実はまったくはかられていない。ちなみに『全患協運動史』にはらい予防法制定当時（1953年）の医師・看護婦らの人員数が結核療養所と比較されている（表3-1-1）。それぞれの疾病に応じた施設規模・定員数の適正值に相違があることは当然にせよ、ほぼ同規模の結核療養所との比較から以下のような数値の格差が生じていたという事実は、とりもなおさず、ハンセン病療養所におけるスタッフの少なさをあらわすものである（図3-1-1-1、3-1-1-2）。

表3-1-1 国立療養所における疾病別の職員比較

疾病別	施設名	訓令定床	患者数	医師	看護婦
ハンセン病	多磨全生園	1470	1196	15	45
	大島青松園	810	688	9	35
結核	清瀬病院	930	898	25	167
	福岡療養所	530	519	15	94

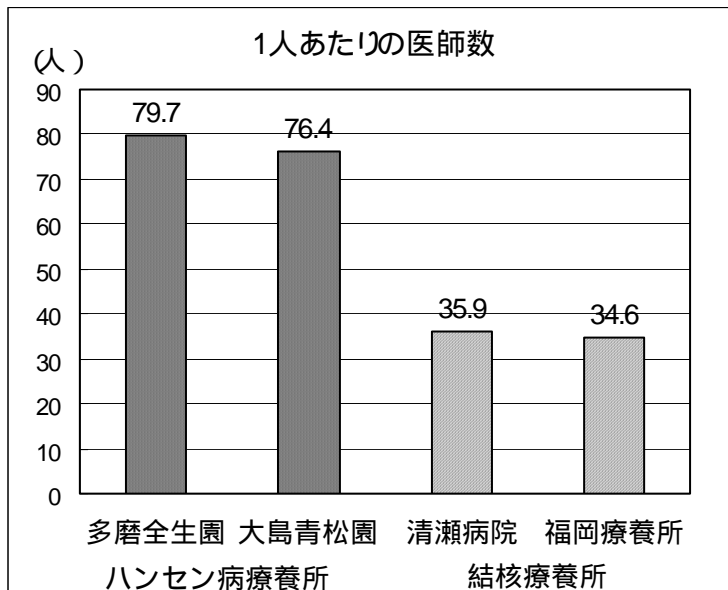
註1:昭和28年度の医療職員数（結核との比較）[全国ハンセン病氏患者協議会編『全患協運動史』一光社1977:72]

図3-1-1-1 国立療養所における疾病別の医師1人あたりの患者数



註1:前出表3-1-1より作成。

図 3-1-1-2 国立療養所における疾病別の看護婦 1 人あたりの患者数



註 1: 前出表 3-1-1 より作成。

この年の 100 床当たりの医師は、結核 2.65 人、ハンセン病 1.00 人、療養者へのより密接な対応を必要とされる看護婦に至っては結核 14.15 人に対してハンセン病は 3.55 人である。戦後においても、このような状況下におかれた療養所において、その不足を補うために、医療者としての資格をもたない職員の稼働は日常のことであった。語りからそのことがあきらかになる。

【無資格看護士・看護助手による外科手術の場合】

・1945 年頃 / 無記入 手の手術を受けたとき、看護助手が手術し、神経を傷つけど消毒薬もなく、縫う技術も悪く、後遺症がある。今でも痛みがある。(1943 年入所 男性)

【歯科技工士による歯科治療の場合】

・無記入 / 無記入 歯科医ではない技工士が歯の治療をしていた。歯科医は週 2 回ほどしか来ないので、その他の日はこの技工士が治療をしていた。来てまもなくの頃、その人に治療を受けたが麻酔が強すぎて具合が悪くなってしまった。顔色不良となり、脈をとられ、うちわであおがれた。(1952 年入所 女性)

【患者による治療の場合】

・1952 年頃 / 駿河療養所 硼酸水と水虫の薬とを間違われて目にあてられ失明した。(1950 年入所 女性)

・1949-50 年頃 / 沖縄愛楽園 日本政府から派遣された医師じゃない人が自分の鼻の手術をした。呼び出しがあって、麻酔をうたれたところ、黒ずんで 2, 3 年とれなかった。(1922 年入所 男性)

・無記入／無記入 医師の数が少なく、一緒に生活している先輩から、通説としてよいとされていることを教えてもらい、それを実行していた。例えば、肉の落ちた部分にパラフィン熱して注射器に入れ、患者同士で注射したが、それは国がやったことでも、医師がやったことでもない。患者がしたことである。（1921年入所 男性）

(3)「技術不足」「知識不足」によるミス

・1970年頃／大島青松園 左人差し指の関節のところにイボができた。出血したので園にある外科を受診。医師がイボを取り、その箇所皮膚移植し、ギプスをつけた。ギプスに浸出液が出てきて、ギプスを取って欲しいと言ったが医師が不在であったので「ダメ」と言われる。あまりにもおかしいと思い、自分でギプスはずすと、中が化膿しており、やっと医師が診てくれた。医師は「手術だけして薬を出さなかった。私のミスです」と悪びれた様子もなく、その指を切断してしまった。指を見るたびに思い出す。今なら医療ミスで問題になっている。医者信用できなくなった（今でも）。（1961年入所 男性）

・無記入／無記入 自身は、白内障の手術をした。他にも自身と同じように、らい反応がなくなった後、眼科の治療をする人がたくさんいて、その中で白内障の手術をする人が多かった。手術後約半年間はそりゃもうくつきりみえて、本病は治っているし、よかった。が、半年たったら、まったくみえなくなって他の医師に手術の失敗だよといわれたんだよ。（1953年入所 男性）

(4)不適量の薬剤投与・不適當な薬剤投与

これは、(1)の「新薬の実験台」ともおおいに関係するところだと思うが、患者への適量が確定していない状態での治療であったことがわかる。

・1948～73年／松丘保養園 新薬のプロミンを50倍の量を打たれたために、症状が悪化した。松丘を退園してからわかった。薬の量が適量でなかった。（1948年入所 男性）

・1955年頃／栗生楽泉園 プロミンの特効薬が強過ぎたと思われる（5g）。症状は軽いが薬の量が多いほうが効くと思った。現在は全盲となった（緑内障）。（1948年入所 男性）

戦後、プロミンは特効薬として注目をあび、実際にこれによって軽快した患者が続出したのだが、他方、これによる副作用を訴える声が多い。その理由のひとつは、抗ハンセン病薬による治療途中で、らい反応と呼ばれる急性の炎症症状が出るためであろうが、それに対する有効な薬剤（たとえば、プレドニンやサリドマイド）がないころには、鎮静化がむずかしかつたと思われる。患者にとって、治療薬を使いながら症状が悪化する事態は、薬の副作用として認知するほかなかつたと思われる。医師の説明不足を指摘できよう。ほかには、DDSやカナマイシンの副作用もあげられている。

・無記入／無記入 また早く治りたいと思えば、一度注射をしてもらったら再び並ぶ事もあ

ったそうだ。注射をし過ぎて内臓がやられてしまう人もいた。（1959年入所 男性）

・1956年頃／大島青松園 プロミンの副作用からか、顔が腫れ、目も見えないほどになった。そのとき、神経痛も併発し入院。1週間ほどで回復したが、左手は神経痛に冒され麻痺を生じ、やがて変形をきたした。（1954年入所 男性）

・1949-50年頃／松丘保養園 治療という治療がなかった。14歳の時、医者がプロミンの注射をしてくれた。何回かプロミンの注射をしていたら、体中発疹ができ、右足や手が動かなくなり、病気がひどく悪くなった。プロミンが体に合わなかった。（1935年入所 女性）

・無記入／無記入 プロミンによって症状が悪化した。神経痛がひどい。（1930年入所 男性）

・無記入／無記入 菌の検査をしてもでなかったが、療養所に入っているということで、1ヶ月プロミンを打った。その結果、腕の筋肉が脱落してしまった。（1934年入所 男性）

・1976年頃／長島愛生園 治らい薬DDSで1日1錠1週間服用。薬の副作用により四肢に後遺症を残す。プロミンでは、一時熱こぶのような反応があっただけだった。（1952年入所 男性）

・1954年頃／邑久光明園 DDSという薬を園長にすすめられ使用したが、1カ月で顔にむくみ、神経痛が出だした。プロミンをその後使っておさまった。（1953年入所 女性）

・1958-9年頃／多磨全生園 カナマイの注射2本目で耳鳴りがし、やめてくれと懇願しやめてもらうが、今も耳鳴りがし、普通に話しているのでは聞こえない。（1926年入所 女性）

(5)指や足の切断

・1946年頃／無記入 1946年（18歳）足の裏にやけどをして、それがなかなか治らなかった。その時、医師は「社会復帰させるため足を切断する」と言った。看護婦が「この病気の人は社会復帰はできません。煙にならないと帰れません」と、手術に反対していた。結局、切断したが、抵抗力がないため、高熱を出し、重体となって、母が呼ばれてきた。母が夜中つきそってくれていた。その後、ブリキで義足を園内で作り、痛くて痛くてたまらなかった。松葉杖をついて、義足はふまれるとすぐはずれるので、紐をかけた。腰のところで結んでいた。今から思うと、社会復帰という考えが、医師にあったことは驚きだが、結局その医師の思いは自分にとって仇になっている。（1940年入所 女性）

・1960年頃／多磨全生園 野球で作った足のうら傷の手術。小指先を切ることから始まったが、切開時にガーゼを中に残してしまい、化膿して悪化。医者が俺に任せておけと指を

2本切った。（1937年入所 男性）

(6)「治せばいい、形なんてどうでもいい」むやみな整形外科手術

・無記入/無記入 その頃は「治せばいい、形なんてどうでもいい」という考え方だったので、悪い所はとってしまい、整形をしなかった。昭和30年代から整形が重んじられるようになった。私の指も整形してもらったらまっすぐになって、落ちたお金を拾えるようになった。（1933年入所 男性）

・1955年頃/無記入 整形外科が出始めた頃、やたらと手術手術と言われた時期あった。病気自体は治っても、後遺症は治らない(麻痺)はずなのに、手術をしたがった医者があったから。無意味な手術と思われることがやられた。（1952年入所 男性）

(7)衛生材料の不足、不衛生材料の使用

緊縮予算で運営されていた療養所では、包帯の洗濯・巻き取りは患者作業のなかにも組み込まれており、再利用を当然のこととしていた。包帯、ガーゼ、注射器、薬と足りないものの方が多かった。次のような他の医療機関との比較を含んだ経験を語ったものもある。

・無記入/無記入 足に傷がありガーゼ交換に行くと、ガーゼを素手でさわって交換するのでびっくりした。以前の小児マヒ療養所ではピンセットを使っていたし、ちょっとでも落ちたりすると不潔ガーゼとして捨てていたのに、ここでは洗って使ったりしていた。（1958年 男性）

(8)注射の使い回し

(7)の物資不足とも大きく関連すると思われるが、注射器も針を研ぎながら、消毒をせず多数の患者に続けて使用していた。ちなみに、この注射のいわゆる「回し打ち」は1960年代の一般小学校の予防接種でもおこなわれていたことであり、さらに、厚生省が注意を喚起したのはようやく1988年になってからのことであったことを鑑みると、日本の医療全体の問題であることは明らかであるが、今日指摘されるように、療養所におけるC型肝炎罹患率がその他の医療機関の全国平均より高いという事実[「主張」『全療協ニュース』866:1]に照らしても、今後いっそうの実態把握が必要であろう。

・無記入/無記入 自分が松丘に入所した時は薬が出来てから、もう14年もたっていた。治療がおかしいので後遺症が残ったとは思わないが、治療方法はおかしいと思う。例えば注射器を消毒していなかったり、注射針を使い回しし、消毒綿で針を消毒するのだけれど、針が曲っているので、綿の糸がついたりする。反応注射というものもあったが、その反応を見る時も同じ注射で何人もの人の反応をみていた。この前精密検査を受けたらB型の跡があるとされた。（1959年入所 男性）

(9)ハンセン病の専門医がいない

・1970年頃/無記入 ハンセン病の専門医がいなかった。その為、薬の処方も一般内科医

が行い、いいかげんだった。専門の治療機関といいながら、専門治療は行われず、後遺症が重度化した。私の場合はプロミンが体に合わず副反応がでていたのに、抗生剤で症状を押し、また同じプロミンを投与され続け、病気が悪化し後遺症ものこってしまったと思う。
（1952年入所 男性）

3-1-3 療養所内における実験的医療や医療過誤【聞き取り7-2】

前述のように、病状の悪化や後遺症の重症化にかかわった要因として「新薬の実験台」や「ミス」を挙げる者が多いが、療養所全体としては、それらはどのように記憶され、語られているだろうか。

(1) 実験的医療

3-1-2(1)で病状の悪化にかかわった「新薬の実験台」はまさにここに含まれる。多くの者に基本的に治療法が確立するまで実験はすすめられたという認識がある。セファランチン、「結核の薬」を試されたという語り、さらには、それらが医師の博士の学位取得のため、あるいは、結節ほしさのためだったという語りがあった。また、なかには、サリドマイドが使われたことを指して、実験的医療をされたと語る者もいるが、これは、医師側の説明不足が考えられる。なぜなら、サリドマイドは「らい反応」に対する有効な薬剤だったからだ。

新患は薬剤による影響を受けていないという点で、研究には最適とみなされ、恰好の「実験材料」にされたという。そのため、本来の治療薬の投与が遅れてしまうという声があがる。また、効果的な薬剤の登場でほとんどの患者が治癒したあとは、結節がでているひとは研究のための材料となったという指摘がある。まさに「結節とり」のための患者であった。

また、研究の対象として、カーテンのない部屋で全身の写真をとられるなど、屈辱的な経験を強いられることがあった。

(2) 無資格者による診療

男性看護師、元衛生兵、見習い看護婦による外科治療、断種手術、切断手術、歯科技工士による歯科診療。なかには、具体的に名指して語る者もいる。他方、人手不足のために仕方がないという指摘とともに、事故は聞いたことがない、医師より上手で人気があり、医師がいても役に立たないなどという語りもあった。また、この中には、「患者による診療」も含まれ、自分自身が治療者であったという語りは多い。大風子油の自己注射、傷の自己治療からはじまって、療友の外科的処置、病棟における包帯まき、ガーゼ交換等々がある。患者による病棟看護（いわゆる付添）のおりに、人手不足で夜中に看護婦が来て注射することができないので、強心剤の注射をまかされたり、カニューレの取り替え、痰とりなどをしていたことが明らかにされた。

(3) 医療過誤

・昭和57年の時、角膜がにごっていて手術。入院中に、看護婦さんにまちがった薬を点薬されて、目が見えなくなってしまった。（1937年入所 女性）

・10～20年前、詳しい説明なく、角膜をけずられた。その後その目はおかしい。（1945年入所 男性）

・1996年 / 多磨全生園 自分の兄のこと...完全な医療ミス。肺気腫、肺切除で濃縮酸素吸引必要だった。ずっと付き添って咳をする度に「吸引してやってくれ」と言っていた。症状がよくなってきたので、療養所内の食事処に行ってみたらと言われ、付き添いのみが行ってしまっている最中に死亡。医者は「解剖だ」というけれど、印（判）を押さなかった。「説明しろ、何でこうなるんだ」とどれだけ言ったかわからない。前々の園長（足の主治医。結核専門医）が言ったこと。「会議で出られなかった、緊急の連絡はもらったけど...」それでおしまい。それが法廃止されて（1996年）2ヶ月後のことだった。（1950年入所 男性）

・昭和53年頃、いつも打っている注射ではない注射（注射器の大きさが違ったのでわかった）を看護婦が私に打った。大きなカルシウムの注射で、これは違う、自分の注射ではない、と言ったのに、看護婦はこれで正しいと言いはって無理に打った。私は、いつもの注射器が不足していたのかと思って、注射を受けたが、打った後、心臓が苦しくなったので、やめろと言って注射器をたたいて落とした。目が見えなくなり、窓にぶつかって倒れ、体は真赤になった後、茶色、黒と変化したらしい。汚い話だがそのときうんこ、しっこを出した。看護婦が人工呼吸をしたがあわてていたので口をふさいでいた。これでは意味がない。午後2時くらいだった、倒れたのは。（1944年入所 男性）

・1950年頃 / 邑久光明園 誤診で死んでいった者を知っている。メッセージャーをしていたとき、看護婦の話を持ち聞きした。「あの医師はダメだ。結核に決まっているのに肺炎だと言いはって」。後で解剖したら肺は結核におかされていたとのこと。（1950年入所 男性）

医療過誤が起こったかどうかの確認や起こった際の対処は、なにもなされていないようすがうかがえる。直接医療過誤に結びついたというわけではないが、医者が、酒の臭いをぷんぷんさせて、指を切断（中の骨を切る）していた（1950年入所 男性）という指摘も重い。医師ではないが、酒を飲んで付添をしていたという話もある。

・余命あと少しのときに酒を飲んでね、当直のこれは医者ではなく、医介補と言って。ベッドに寝ている人を起こしたり、寝かしたり、何回もよ～。その晩に死んでるさ～。酒を飲んでよ～。（1936年入所 男性）

(4)物資不足、医療設備の不備

とりわけ戦争中、薬をはじめとしてガーゼ等の物資が不足していた。注射針を砥石で研ぎながら使用していたことは、前出の注射「回し打ち」事例で指摘したように、注射針の共用によるC型肝炎ウイルス感染問題が指摘されたこともあって、入所者たちの口にのぼることも多いようだ。もちろん、現在の研究によれば、注射針だけでなく、そもそも傷を

作りやすい病気であり環境であったということも大きな要因であることも明らかにされており〔松林守・豊田やい子・並里まさ子・東正明「国内ハンセン病療養所における HCV 感染の実態」『医療』57(4)〕、今後さらに適切な医療設備の充当による環境整備がなされていたかどうかの把握が必要であろう。

医療設備の不備については、以下のような指摘がある。

- ・入所者に対しての医師の数が少なく、故に命を落とした入所者もある。今年に入ってから、医療設備の不備で死亡者があった。（1954年入所 男性）

現在も続く問題である。

(5) 専門外医師による診療、専門医の不足

「医師は腕を上げたらいなくなる」といわれるように、医師が定着しないがゆえに、適切な能力をもった医師に診察してもらえないという状況を指摘する声がある。小児科医が外科の診療をしたり（1946年入所 男性）、戦争中若い男性医師がみな軍隊にとられるので、眼科医の女医がひとりで全科を担当し、ときには、手が化膿した人を手首から切断することもあった。しかも、それを治療棟ではなく病棟でおこなったという（1943年入所 男性）。

(6) 医療機関を選べない

医療過誤や実験医療とは異なるが、療養所内の医療全般についての語りもいくつかなされている。たとえば、療養所当局を通して外部の医療機関に委託診療に出かけることはあっても、患者が自由に外部の医師に診てもらえない。それは健康保険証がないためでもある。それゆえ、ハンセン病以外の病気の場合に、専門医の治療が受けられなかったり、所内の医師とけんかでもしたら、治療がされない、という指摘がある。患者から医師への中元、歳暮等の贈り物をし、医師から好かれなると十分な治療が受けられないという声もある。

(7) その他

またその他として、「実験的医療や医療過誤はなかった、聞いたことがない」という報告もある。さらには、「言うてはいけない」と療養所内での医療過誤などについて触れることができない、触れない方がよいとの認識を示す者もいた。

3-2 療養所とはどんなところか

3-2-1 「隔離の場」か「治療の場」か【問7-2】

以上、療養所内医療の貧しさを見てきたが、このような医療状況をみて入所者たちは療養所をどのように考えているのだろうか。まずは、定型的に、療養所が「隔離の場」か「治療の場」か、どちらに比重があるかを聞いてみた。

全体で見ると「『隔離の場』だった」「どちらかといえば『隔離の場』だった」は、あわせて51.1%（363人）であった。これに対して、「どちらかといえば『治療の場』でもあった」「『治療の場』でもあった」の合計は34.5%（245人）であった。したがって、より多くの入所者は、療養所を「治療の場」というよりもむしろ「隔離の場」として認識していることがわかる（単純集計31）。

これを入所年別にみると、1930年代後半の入所者において「『隔離の場』だった」「どちらかといえば『隔離の場』だった」とする者の割合が6割を超え、1949年までの入所者でもその半数以上が同様の認識をしている。しかし、1950年代前半の入所者において「隔離の場」だったとする者と「治療の場」だったとする者の割合がほぼ4割で同程度となったが、1960年代前半の入所者の半数以上（56.6%）は「隔離の場」だったと答えている。すなわち、入所時期が遅くなったからといって、「隔離の場」から「治療の場」へと療養所への認識が変わるわけでもない（表3-2-1-1）。

表3-2-1-1 療養所の認識と入所年（N=680）

	隔離の場」	どちらかといえば 隔離の場」	どちらともいえない	どちらかといえば治療の場でもあった	治療の場」でもあった	合計
1925-1929		1	1	1		3
1930-1934	4	1	1	3	2	11
1935-1939	31	18	8	9	7	73
1940-1944	66	24	30	28	13	161
1945-1949	73	26	26	32	22	179
1950-1954	40	18	18	32	22	130
1955-1959	17	5	11	12	16	61
1960-1964	7	10	2	5	6	30
1965-1969	1	3		5	2	11
1970-1974	2	1	1	4	2	10
1975-1979				2	1	3
1980-1984	2			2	1	5
1985-1989		1			1	2
1990-1994	1					1
合計	244	108	98	135	95	680

有意確率（両面）0.031

註1：入所年代別にクロス表による Pearson の χ^2 検定を行った。

註2：入所年の無回答および問7-2の「その他」「無回答」を除いて集計。

3-2-2 療養所をひとことであらわせば【問7-1】

療養所はそれぞれの者にとって、どんな場所だったのか。それぞれに自由に答えてもらった結果は、おおむね、以下のごとくである。比較的中立的な表現である「病院」、「治療の場所」、「病気を治すためには必要な場所」も見受けられるが、「隔離の場所」「刑務所」

「地獄」「出口のないところ」「一生、死ぬまでいるところ」「強制労働させられた場所」「人間あつかいされない場所」「働くだけの場所」「汚い場所」「暗黒な場所」「島流し」「田舎の孤島のとんでもないところ」「冷たい所」「人間を捨てる場所」「ホロコースト」「フライパンでじりじり焼かれるような場所」「タコ部屋」「閉ざされた一つの村」「差別を受けたところ」「自分を殺して忍んだところ」などという、先にみた『『隔離の場』だった』という定型的表現と合致する表現が多数あった。他方、「よいところ」「一般より優遇されているところ」「安心・安全・安定」「楽しく生活できる場」「嫌われる病気でも気兼ねなく暮らせた場所」「天国」「最高の場」「楽しい場所」「極貧の中できたので、食事があってよかった」「ほっとしたところ・生きる場所」、あるいは、往時をしのんで「青春そのもの」「いまは天国」といった回答もある。たんとんと「生活するところ」「自分が生きたところ」、あるいは、宗教的側面から「神の愛を知ることができた場所」と答える者もいた。